

衆議院
第五百十一回国会
議院

安全保障委員会議録 第五号

平成十三年四月十二日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 川端 達夫君

理事 中谷 元君 理事 浜田 靖一君

理事 水野 賢一君 理事 山口 泰明君

理事 高木 義明君 理事 牧野 聖修君

理事 田端 正広君 理事 藤島 正之君

理事 岩屋 毅君 理事 臼井日出男君

理事 嘉数 知賢君 理事 金子 一義君

理事 瓦 力君 理事 下地 幹郎君

理事 新藤 義孝君 理事 中山 利生君

理事 林 幹雄君 理事 山崎 拓君

理事 山本 明彦君 理事 吉川 貴盛君

理事 米田 建三君 理事 小林 憲司君

理事 今野 東君 理事 島 聡君

理事 首藤 信彦君 理事 渡辺 周君

理事 河合 正智君 理事 赤嶺 政賢君

理事 今川 正美君 理事 井上 喜一君

理事 小池百合子君 理事 栗屋 敏信君

外務大臣 河野 洋平君

国防大臣 齊藤 斗志二君

(防衛庁長官) 石破 茂君

防衛庁副長官 衛藤 征士郎君

外務副大臣 岩屋 毅君

防衛庁長官政務官 米田 建三君

防衛庁長官政務官 首藤 新悟君

政府参考人 (防衛庁防衛局長) 北原 巖男君

政府参考人 (防衛庁運用局長) 柳澤 協二君

政府参考人 (防衛庁人事教育局長) 片木 淳君

政府参考人 (消防庁次長) 片木 淳君

政府参考人 (外務省北米局長) 藤崎 一郎君
安全保障委員会専門員 鈴木 明夫君

委員の異動

四月十二日

辞任

宮下 創平君

山崎 拓君

吉川 貴盛君

伊藤 英成君

小池百合子君

同日

辞任

新藤 義孝君

林 幹雄君

山本 明彦君

島 聡君

井上 喜一君

補欠選任

山本 明彦君

林 幹雄君

新藤 義孝君

島 聡君

井上 喜一君

同日

補欠選任

吉川 貴盛君

山崎 拓君

宮下 創平君

伊藤 英成君

小池百合子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○川端委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、政府参考人として防衛庁防衛局長首藤新悟君、防衛庁運用局長北原巖男君、防衛庁人事教育局長柳澤協二君、消防庁次長片木淳君及び外務省北米局長藤崎一郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川端委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○川端委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。首藤信彦君。

○首藤委員 おはようございます。民主党の首藤信彦です。防衛庁設置法改正の問題について、斉藤防衛長官にまずお聞きしたいと思います。

本件の改正というものは、地域紛争やテロリズム、社会の騒擾、いわゆる低水準紛争と言われるものへの対応や、あるいはサイバーテロリズムなどの高度な技術化、また最近課題となりました災害対策支援など、このような激変する安全保障環境と、変容し多様化するニーズに対応するために防衛庁が本格的に対応しようとしているものであつて、評価すべきものである、そういうふうと考えております。それを前提に、二点ほど質問させていただきます。

一つは、防衛庁設置法の改正において、自衛官の定数改定ということが最初にテーマとして上がっています。この点に關しまして、斉藤長官がみずから趣旨説明において、これはなぜそういうことをするかということに關して、都市部における災害対応やゲリラ、特殊部隊による攻撃への対応を合理化、効率化するために、第一師団の改編をその根拠と説明しておりますけれども、御存じのとおり、日本は災害列島と言われるように、どこで大規模災害が発生してもおかしくはない。そういうような状況の中で、関西、九州、四国、北海道などで発生すれば、たちまち交通は分断されて、せっかく改編された近代化された第一師団がその用をなさないのでないか、そういうふうにか

えることも可能だと思ひます。

その意味において、この設置法を改正し、定数改定、しかもその背景に第一師団の改編ということが最大の眼目となつておるのであれば、さらに現実に、災害対策という点に關しても、九州、四国、北海道や関西方面などで師団の改編を行う必要があるのではないかと考えますが、斉藤防衛長官はいかにお考えでしょうか。御意見を伺ひたいと思ひます。

○斉藤防衛大臣 お答えいたします。

防衛庁といたしましては、今回改編する第一師団に限りませんが、すべての師団についても、各種災害やゲリラ、特殊部隊による攻撃など、多様な事態により適切な対処をし得るよう、機動力の向上や装備の近代化を図りながら、地域の特性にも応じた編成に逐次改編をしているところでございます。

具体的には、防衛大綱の考え方にに基づきまして、新たな体制への移行として、平成九年度から全国のすべての師団についても、沿岸配備型、また地域の特性を踏まえまして、沿岸配備型、また戦略機動型、さらに政経中核型などの幾つかの形態の特徴を出しまして、編成を逐次改編しているところでございます。

また、昨年十二月に定められました新中期防におきましても、防衛大綱の定める新たな体制への移行を重視いたしております。おおむね達成することができるといふふうに思っております。

防衛庁としては、この新たな体制への着実な移行を図る、今後とも我が国の防衛及び各種の災害を初めとした事態への対処に全国的に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○首藤委員 御趣旨はよくわかりました。それではもう一点、この点に關して質問させていただきます。

この改正においては、新たな企画として、任期付隊員ということがその眼目としてうたわれています。それは、今後のそうしたさまざまな安全保障環境の変化に対応するための人員の増強であるというふうな考えられるのですが、自衛隊法三十六条改正において任期付隊員の要件が規定されています。その必要性を考慮しますと、例えば、外国語、言語それから通信技術、さらには数字や暗号などのIT関係能力、こういったものを持つている者が対象として考えられるのですが、こうした言語それからIT関係能力というのは、もう既に、技能、技術レベルにおいて量的には日本国籍保有者のみでは対応できないということが経済面で多く指摘されているとおりであり、また現実もそのとおりだと思います。

そういうことを考えますと、実際にこうした隊員が本当に必要なような状況では、外国籍保有者も隊員の対象とせざるを得ないのではないかと。そうしますと、今までの日本の自衛隊、日本人、日本国籍を持った者を前提とする、当然のことですけれども、そうした自衛隊のあり方というもの、この任期付隊員においては修正する可能性があるのかどうか、その辺の展望について斉藤防衛庁長官にお聞きしたいと思います。

○斉藤防衛大臣 ただいま国籍に関する御質問だったというふうに思います。

一般に申し上げますと、公権力の行使に携わる公務員となるためには、日本国籍を有することが必要と理解されております。自衛官などの隊員の採用におきましても、受験資格において、日本国籍を有しない者の受験を認めていないという現実がございますし、この方針に今回変更はございません。また、今度新たに導入いたします予備自衛官補についても申し上げますと、これは非常勤の自衛隊員であります。所定の教育訓練修了後は予備自衛官に任用されます。有事の際には招集された常勤の自衛官となるものでございまして、このような者が日本国籍を有することが必要であることは、公務員としては当然であると私ども考

えております。

今回、導入を予定しています予備自衛官補制度におきましては、ただいま御指摘もいただきましたけれども、医療従事者、語学要員、コンピュータ技術者等、民間のすぐれた技術、技能を有する者を採用する技能公募を設ける予定でございまして、その技能公募の具体的な内容については、自衛隊としては、必要な技能を今後精査した上で、日本国籍を有する者の中から必要な技能を有する者を採用していきたいというふうに考えております。

○首藤委員 その方針はよくわかりました。

ちよつと、私、斉藤長官に言いたいのですけれども、この部分は速記は結構ですけれども、私が質問しているのは、ぜひ、この辺を見ないで、私の顔を見て回答していただければ、やはりお互いの意見交換として役立つと思うので、今後のためによく頭の中に入れておいていただきたいと思えますけれども、今のは速記は結構です。

それでは次に、日本の安全保障にとって恐らく極めて重要であろうし、また、歴史においてこの辺が日本の安全保障の転換点になったのではないかと。このことが、恐らく将来の歴史書には書かれるであろう海南島における米軍偵察機の強行着陸の事件について質問したいと思います。

まず、石破副大臣にお聞きしたいのですが、この事件、そもそも米軍機のEP3と中国の空軍機との接触というものが一体どこで起こったのか、正確にその位置を特定していただきたいと思えます。

○石破副大臣 これは、アメリカと中国との両方の発表を総合して申し上げますが、日本時間の一日の午前十時過ぎに、南シナ海の海南島南東の公海上空、これを航行しておりました、通常の偵察活動を実施しておりましたEP3、アメリカ海軍の哨戒機でございますが、これが追跡した中国海軍のJ8戦闘機二機のうちの二機と空中接触したというふうに承知をいたしております。

うに認識をしておるところでございます。

○首藤委員 それは、南東といえはざつとフィリピンまで南東なんですね。この問題は、この事件が一体どこで起こったか、そのポイントを正確に把握するというのが一番重要な点なんです。

それから、ただいま副大臣から十時ということ、アメリカ及び中国の情報を総合して十時という発言がございましたけれども、人民日報の四月一日版によりますと、九時七分、海南島南東の百四キロ海上ということになっております。この情報

が正しいのかどうか、確認をお願いいたします。

が、同時に、やはり領空侵犯があったという認識をバウエル長官がしていると思えますが、その点は日本の防衛庁としてはどのように見解をお持ちでしょうか。

○石破副大臣 時刻につきましては、私どもは十時過ぎというふうな認識をしておるところでございます。

今のお話についてでございますが、接触が起こったのは公海である。中国の主張を聞きましても、その後領空を侵犯した、こういうふうな申し出ております。また、そのエマージェンシーを、メーデーですか、これを米側の哨戒機が発信したということも、これは米側の方は言っておるわけ

におきましては、海南島沖七十海里、約百三十キロというふうな申しておりますし、中国の方は海南島南東、今先生がおっしゃったとおりでございますが、百四キロというふうな公表しております。

問題は、先生御指摘のように、救難信号を発信しながら着陸をするということが領空侵犯、委員のお言葉をかりれば犯罪性というのでしようか、そういうものに該当するかどうかは、これは一概に論ずることは難しかろうかと思っております。

○首藤委員 この問題は、最大の眼目は、これが領空の侵犯に当たるのかどうか、すなわち米軍機の行動に犯罪性があるのかどうかということが問題となるというところは明らかであります。

問題は、先生御指摘のように、救難信号を発信しながら着陸をするということが領空侵犯、委員のお言葉をかりれば犯罪性というのでしようか、そういうものに該当するかどうかは、これは一概に論ずることは難しかろうかと思っております。

それから、海洋法条約においてもその他の国際的な取り組みにおいても、領空と考えられる地域において発生したこういうような事案に関しては中国刑法において罰せられるということが人民日報、中国側の主張であります。

問題は、先生御指摘のように、救難信号を発信しながら着陸をするということが領空侵犯、委員のお言葉をかりれば犯罪性というのでしようか、そういうものに該当するかどうかは、これは一概に論ずることは難しかろうかと思っております。

それはさておき、当初においてはあくまでもこれは公海上という形で言われ、我々もそういうふう

に主張しているわけですが、しかし、現実にはCB

て同僚機が米軍機を撃墜しようという命令を求めた、それに対して中国側は、それでは戦争になつてしまふと言つてそれはやめさせて、そして海南島に不時着させた、強制着陸させた、そういうシナリオが考えられているんです。

客観情勢から見ると、それも可能性としてなきにしもあらずであります、事実認識としては大変な差があるわけです。日本の防衛庁はそれをどのように、どちらの方にとつておられるか、その見解を伺いたいと思います。

○石破副長官 香港側でそのような報道がなされておることは承知をいたしております。その両者によつて全く事態というものの把握は異なるということも、委員御指摘のとおりでございます。

ただ、そのことについて私どもがどちらであると認識しておるかということについて、今確たるお答えを申し上げることはできません。そのことについて情報を有しておるわけでもございませぬ。ただ、御指摘のように、繰り返しになります、そのことによつて事態の性質は全く異なるということは事実でありますし、情勢の把握に努めてまいりたいと思つておるところでございます。

○首藤委員 いや、副大臣、それはおかしい話ではないですか。日本はアメリカと安全保障条約を結んでいる。これが日本の非常に近いところで起こつた。しかも、日本のシーレーンとも関係し、目の前にはベトナムがあり、日本の国益とも大変関係のあるところでもあります。それに対して、事実をアメリカ側が日本の防衛庁に伝えない、防衛庁がこれを判断できない、こんなばかな話はありませんか。

私は、多少なりとも軍関係の調査をして研究している者ですが、米軍機、米艦船において多くの場合大体ビデオを積んでいる。ですから、細かいところまで全部ビデオが入つてゐるというのが現状であります。ですから、それが、要するに不時着であるのか強行着陸であるのか、あるいはまた強制的に着陸させられてゐるのかというのは、当然のことながらビデオにびつくり撮られてゐるは

ずでありまして、それを知らないというのは防衛庁が隠しているのかあるいは伝えられていないのかであります、その点はどちらでしょう。

○石破副長官 私も委員と同じように、このことが日本の安全保障にとつて極めて重大な問題であるという認識は持つております。

ただ、実際、今、委員、ビデオというふうにおつしやいました。そういう可能性も十分にあるだろうと思つております。乗員は今帰つてきておらないわけでありまして、まだ現時点においては、したがひまして、ビデオに撮つておつたとしても、それを仮に持ち帰ることが、仮にあつたとしても、話でございますが、そうすればそういうことが明らかになるのかもしれない。

しかし、現時点においてそのことについて申し上げますと、物事両面があるかと思つております。私どもがそれを了知しておる、そのことをまた明らかにするというのが安全保障上どうなのかということにつきまして、こういう場でお答えをすることににつきましては差し控えていたいただきたい。

しかしながら、委員の御指摘のことがまさしく国の安全保障上極めて重要なことである、そのことについて正確な認識を持つこと、その努力は極めて大切であるということ、私はそのことにつきましては強く認識をしておるところでございます。

○首藤委員 それで結構です。今の段階ではその程度において、この問題は今後発展していく問題であらうと思ひますし、外務委員会を通して、また当委員会を通してこの原因究明についてあるいは事実調査について進めていきたいと思つております。

これはもう本当に重要なことで、これを米中間のさまざまな交渉パッケージの中で解決されるんではなくて、我が国もきちんとこの問題に関して、事実を調査し、我が国の見解、意向を持ち、そして、アメリカとの関係においてそれをきちつと主張していくことが重要だということに関しては、

ほとんど認識の差はないと思ひますので、今後はこれを續けていきたいと思ひます。

次に、このE P 3であります、外務大臣の答弁によれば、日本にはE P 3が岩国基地に五機いると言われていますが、それは本当でしょうか、副大臣。

○石破副長官 E P 3というふうに呼称しております、名前がついております飛行機を、岩国に五機持つてゐることは事実でございます。

○首藤委員 これは「日本の防衛」という、まあ防衛白書みたいなものです。日本の主要な装備はこれに載つてゐるんです。今度の平成十二年版、防衛庁の方なら、皆さんもうこれはどこにあるかぐらい暗記しておられます。二百九十四ページですか、主要航空機の保有数、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊とありますが、この中に、E P 3は一体どこに含まれてゐますか。

○石破副長官 実は、私も同じ疑問を持ちましてこれを讀みました。これはどういうことなんだというのを確認もいたしました。

これはP 3 Cの中に含まれております。P 3 Cのバリエーションの中に入つております。もう少し詳細なものには、このE P 3 というものを別個立てにして記載しておるはずでございます。

○首藤委員 これは大変な問題なんです。大変な問題ですよ。防衛庁の方はよく御存じでしょう。どんがらはP 3 Cなんです。中は違ふんですよ。全然違う機種なんです。格好は似てゐる、しかし、対潜を警戒するのと空中に飛び交う電波を大量に採取するのは、全く違う目的を持つた全く違う飛行機なんです。ペースとなる飛行機は同じでも、全く違うものをこういう形で記載していることに、これは大変な疑問を感じないわけにはいかない。この件がなければ、恐らく我々も気づかなかつた。

しかし、E P 3という機種はこの中に含まれてはいけません。これは別個にE P 3として、別機種として、こういう情報専用の機種をどれだけ持つてゐるかということは、きちんとわかるようにしなければいけないのです。この点に關しては、大変な問題だと思ひますが、時間が無いので、この問題の趣旨ではない。

趣旨は何か。今度の海南島で不時着したアメリカのE P 3の情報というのは、かなりの部分が中国側に渡つたと思ひます。私も多少長く研究しても、秘密情報というのは破壊しても破壊し尽くせるものではない。それが一部のものであればともかく、全部が向こうに行つたら、たとえメインのハードディスクが破壊されても、ほんのちよつと、それを実際に運用してゐる人が、あ、このところはこのハードディスクに入れておこう、このところは自分のフロッピーディスクに落としておこうというものがたくさん部品のように散らばつていて、それを総合すると実は機密がわかるのです。

ですから、この点に關しては、E P 3が捕獲されたということは、連合国、それから同盟国である日本の機密情報もかなりの部分が漏れている、なおかつ、これをペースとした日本に持つてゐるE P 3のシステムは全く役に立たない。そうすると、我が国の防衛予算に対しても膨大な甚大な損害であるということがわかる。

この点に關しては、防衛庁長官の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 今、海南島にございますE P 3でございますが、すべての関係が明らかになつていない状況でございます。御指摘いただきました収集された情報そのものにつきましても、私ども入手しているわけではない状況でございます。

しかしながら、いろいろな共通点もあるという御指摘の中で、今後いろいろな事態が想定されるかな、そういったことも幅広く視野に入れながら、御指摘の点についてはしっかりと対応していきたいというふうに思つております。

○首藤委員 斎藤防衛庁長官は肝つ玉が太いのか知りませんが、これはもう本当に日本の安全保障上、大変な問題であります。ですから、もう限られた時間ではそれを討議することは本意で

はないし、また、これはもつと重要な問題でありますから、継続してこれから研究していきたいと思つています。時間がないので、また御意見を伺いたいと思つていますが。

最後に、長官にお聞きしたいのですが、本件は周辺事態とお考えですか。いかがですか。

○斉藤国務大臣 周辺事態というふうには思つておりません。

○首藤委員 では、防衛庁長官の周辺事態というのはどこまでを想定されていますか。これはもう日本にとつて直接影響があるものだと思いますけれども、防衛庁長官の周辺事態の認識をお聞かせ願いたい。

○斉藤国務大臣 周辺事態というのは、その状況を申し上げるということだと思います。したがって、個別にこれはこうだ、こういうことはなかなか言えないのではないかと、こういうふうには考えております。

○首藤委員 これは仮定のことです。質問してもしようがないという意見もあります。しかし、我々が考えなければいけないのは、これは中国筋からの情報のように、もし同僚機が落とされて、それを見ていた僚機が感情的になつてこれを撃墜したら、当然のことながら二十四名の乗員の命は失われ、当然これはもう発火点となつたはずなのです。大変深刻な場所であり、状況であるのです。

この件に関しても、余りにも問題が大きくて、私の残された五分の中で追及するわけにはいきなない。これはまた別途追及させていただきます。

これは現在、アメリカと中国の中で、こういう問題で解決しようという形で手打ちが早急に進んでいます。しかし、これは我が国にとつて重要な問題なので、我が国も独自の調査網を持つてしっかり研究し、民主党も独自の研究をして、そして、日本の安全保障にとつて将来大変危険になつてくるであろうこの事件を徹底解明し、また国会で討議していきたいと思つています。

最後に、斉藤長官にお聞かせ願いたいと思つています。

私は、先日、防衛大学の卒業式に列席しました。大変立派な卒業式でございまして、自由民主党、民主党だけでなく、将来は、社民党もそれから共産党も、すべての国会議員、国民を代表する議員が、こういう日本の防衛、日本の安全を守つて、守ろうとしている若者の卒業式にぜひ列席すべきだ、そのように私は考えております。

大変立派な卒業式で、招待客の祝辞も大変立派なものでした。自分の軍隊経験を通して、その体験から、現在の日本の防衛に係る若者に対してそれを鼓舞する、大変立派な祝辞であつたと思つています。

招待客の祝辞を述べたのはどなただつたでしょうか、斉藤長官。

○斉藤国務大臣 前の、元……(首藤委員「私の方を見て」と呼ぶ)今思い出している。富士通の会長を務められた山本さんだつたと思つています。

○首藤委員 ここにあるのは、その方の祝辞のテープ起こしをしたものです。そこに、いろいろあるのですが、文民統制という言葉があります。文民統制というのは一般的には、英語で、片仮名では何と言いますか、斉藤長官。

○斉藤国務大臣 シビリアンコントロールと言います。

○首藤委員 文民統制、シビリアンコントロールです。日本の防衛システムにおいて最も重要な基本的な概念、専守防衛であるとか、平和憲法であるとか。シビリアンコントロールというものは、第二次大戦の惨禍を経験した我々が、いろいろ問題があるにしろ、シビリアンコントロールでいこうじゃないかということを決意し、ずっと来たわけですね。

しかし、この祝辞の中ではこう書かれていますが、これは、ちやうど楠木正成が足利尊氏を打ち破ろうとしたけれども、結局貴族が反対してそれが実現しなかつた、そういうところから言つていますが、要するに、軍人じゃない、軍隊を知ら

ないそうした文民の統制に従つたために国が滅びてしまつた、文民統制は亡国の悲劇である、こういうふうになつております。

斉藤防衛庁長官、それに対する御意見はいかがでしょう。

○斉藤国務大臣 山本氏の祝辞を私今読ませていただいているわけですが、御指摘のその文民統制に係る言葉が大事ではないかと思つております。

ここには「大局観や戦略眼も無く軍事への理解もない文民統制」ということでございまして、逆に言えば、大局観もあり戦略眼も持つていて、そしてさらに軍事への理解もある、そういう文民統制ならば問題ないというふうに私は読んだところでございまして。

○首藤委員 もう一度同じ質問をしてもいいのです。

それというのは大変なことですよ。要するに、文民統制、シビリアンコントロールというのは、いい人がコントロールするとか、能力のある人がコントロールするとか、あるいは能力のない人がコントロールするとかという問題ではないのです。シビリアンコントロールでいくか、ミリタリーコントロールでいくか。ミリタリーコントロールでも、だめなミリタリーコントロールもあるかもしれない。いいミリタリーコントロールもあるかもしれない。

しかし、そうではなくて、日本の防衛の基本はシビリアンコントロールである。たとえ方がよろくでもない人がやつたとしても、それはシビリアンコントロールであるというのを我々は選択し、それをやつている。ですから、問題は、いいシビリアンコントロールじゃなくて、シビリアンコントロール自体に価値がある。そのことをどうして御理解できないのですか、斉藤長官。

○斉藤国務大臣 委員の御質問の趣旨が文民統制等々の議論に入つてしまったものですから、先ほどそのようにお答えをしたわけでございます。特に日本の場合、その歴史の教訓の中で、私どもは文

民統制で行こうという決断をして、現在まで来ているわけでございます。

いろいろな国防に関する重要事項につきまして、内閣に置かれてございまして安全保障会議が最終的に責任を持ちまして判断をしていくわけでございますが、そこには内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣等々、重要閣僚が構成メンバーとしてございまして、判断に遺漏のなきように、間違ひのないような、そのような体制になつておるわけでございます。

○首藤委員 質疑時間が終了しましたので、これ以上この問題についても触れることはしない。しかし、私が触れなくても、この問題は実は大変な問題なんです。これははっきり苦言を申し上げたいが、この問題だけでもこの委員会を全部使つてもおかしくないぐらいの問題です。私は、今防衛庁がこの設置法案を改正する。そしてそれは、災害対策とか都市部におけるさまざまな社会騒乱、そういうものに対処する。すなわち、今安全保障システムに求められているのは、どのように市民社会と共働し、共働するというのはともに働くという意味です。そしていくかということなんです。いかに市民の同意を、賛同を、参加を得られるか。任期付自衛官もまさにそうでしょう。

ですから、今本日に防衛庁がそういうことを真剣に考え、そしてそれに対する同意を、コンセンストを得ていかなければいけない状況において、このように旧態依然として、軍人だけが正しい、だから頑張りたまえ、それは、確かに意見としてはわかる。しかし、これは公の席で、たとえそれが民間のゲストであつたとしても、それをそのままほつておく防衛庁の姿勢というものは、好ましいものではない。

こういうものに関しては、その場で直ちに長官が、あるいは防衛大学校長が一言コメントをすべきであつて、またこの問題が変な形でフレームアップしていかないために、国民を守る防衛庁として、国民とともに歩む防衛庁として、きちつとしたコメントをそれに対してやつていくことが

肝要だと思えます。これは私の意見であり、斎藤長官へのせんべつとして心の中に受けとめていたのだと思います。

以上をもって終わります。

○石破副長官 申しわけございません。先ほど答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

委員御指摘の、この「日本の防衛」のP3C、この中に先ほどE P3が含まれているというふう

に申し上げましたが、誤りでございました。含まれておりません。これは、ごらんのとおり主要航空機の保有数というふうになっておりまして、主

要ということではございませんので含まれておりませんが、ただ、これをあえて隠しておるとか、そういうものではございません。委員もあるいは

お持ちかもしれませんが、公開資料の中にそのE P3というのは、新たに別個に項を起して公開

開いたしております。あえて秘密にしておるとか隠しておるとか、そういうようなものではござい

ませんが、この中に含まれてはおりませんでし

た。申しわけございません。

この安全保障委員会と教科書問題は余り関係がないと思われるかもしれませんが、しかし日本の安全保障上は全くかわりがないということでもないし、また中国では随分その問題について、どなたと会ってもそのことをおっしゃるので、一言外務省にお尋ねしたいと思ひまして、質問をさせていただきます。韓国と中国との間で、教科書問題については、韓国と中国との間で、韓国はかなりエキセン

トリックだけれども、中国は穏やかであるというふうな表面上はなっておりますが、実は中国の中

ではどなたも、これは非常に遺憾であるという感想をお持ちでございます。

特に私が気になったのは、北京大学に行きまして学生たちと意見交換をするという場所を設定し

てもらいまして、これは大変よかったと思ひているのですが、ただ、その日時がおとこの午後三時半でした。ところが、三時半になっても学生は

あらわれませんでした。やっと来たのが四人です。それで、遅くなるので始めましょうということ

で始めたのですが、四人そろっている中の一人の学生が発言した、その最初の発言は、きょうは大変人が少ないけれども、これは少ないのは、私たちが

忙しいということもあるけれども、日本側に対する抗議の姿勢だと受けとめてほしいということ

を言うのです。そうこうしているうちにばらばらとあらわれて九人ほどになったのですが、それで、中国の次代を担う北京大学の学生たちが、押

しなべて非常に、私たちが想像している以上に教科書問題については怒っている。こんなことでは

日本と中国はうまくやっっていけないということ

を言っているのです。

それで、私は一言、それでは日本は中国に対して、この教科書問題についてどのように説明を

しているのだらうということを知りたいと思ひま

して、きょうは外務副大臣がいらいしやいますの

で、お答えいただきたいと思ひます。お願いしま

す。

○衛藤副大臣 今野東委員にお答えを申し上げま

す。

この教科書問題につきましては、御案内のとおり平成十四年度の中学の歴史教科書につ

きまして、中国からは関心や懸念が表明されて、この問題につきまして、私ども

も説明を申し上げました。

常に御説明申し上げておることは、我が国の教科書は、中国や韓国と違ひまして、いわゆる官製の教科書ではないということ。それから、私ども

といたしましては、特定の歴史認識あるいは特定の歴史観を、政府をして著作者あるいは教科図書

検定作業委員に強制するものではない。あくまでもこれは、我が国憲法でうたわておる表現の自由、出版の自由、言論の自由という大切な国民の権利をしっかりと踏まえて、私どもとしては教科書の検定を見守っておる。こういうことを常に申し上げております。

私も、戦前にして誤ったこの轍を今後踏まないようにせねばならぬ、こういうようなことも申し上げておりました。一九八二年の教科書問題のときにできました近隣諸国条項、こういったものが、国際的な規制を受けるものではない、これは教科図書検定作業審議会の中における内規である、そういうことも明確に申し上げております。

また、私どもとしましては、当然、一九九五年、平成七年八月十五日の村山内閣における村山談話、さらに一九九八年の金大中大統領訪日の折の新しい日韓時代に向けた日韓共同声明、そういうものをしっかりと踏まえた教科書の検定作業が行われておるものと確信をしておる。そして、今回百三十七カ所の修正があったわけでありまして、そのことも重く受けとめておる。さらには、歴史の真実は一つしかない、歴史は創作できるものではない、歴史を歪曲させるものでもないし、させてはならない、その真実を後世に教科書をもつて伝えるのが我々の責任であり、義務である。こういうような立場につきましても御説明申し上げ、検定後は、福田官房長官のコメントにあるいは町村文部科学大臣のコメントを踏まえた立場で、私どもは引き続いて、日中、日韓の友好交

流をさらに深めるための粘り強いさらなる努力をしていく。

そして、日中、日韓だけではなく、アジア、ひいては世界の皆様に対しまして、誤解を持たれることのないように、偏見を持たれることのないようにあらゆる努力をこれからも続けてまいりたい。そして、言うまでもなく、こういう教科書問題が、両国のみならずアジアにおける国々の皆さんに不愉快な思いをさせないような努力もこれからせねばならぬ、このように思ひます。

よろしくお願い申し上げます。

○今野委員 周辺に不愉快な思いをさせないようになければいけないということでした

が、不愉快な思いを實際にしているわけでありまして、僕は、この時期に町村さんが中国に行つたりなんかしたら本当に危ないぞと思つたぐらい、非常に向こう側が緊張しております。

ぜひ共通の歴史認識を、お互いにそれぞれ歴史

に関して見方が、いろいろな角度から見るとあるわけだけれども、もっとよく話し合うということ

を、共通認識を持つということが時間をかけてでも話し合っていくことが必要なんじゃないか

ということを思ひましたので、それをひとつお願いしておきたいと思ひます。

さて、もう一つが、アメリカと中国の両軍機の衝突であります。

先ほど同僚の首藤議員からも質問がありました

が、中国側はこれではできるだけ穏やかに解決したいという姿勢がいろいろな方とお話ししても見え

たわけです。しかし、日本にとりまして、もちろんアメリカと中国だけの問題ではなくて、このE P3は沖縄から飛んでいるということもありま

すし、大変重要な問題であると思うのですが、これはアメリカと中国から防衛庁にどのような説明

があつたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○石破副長官 このことにつきましては、米

国と緊密な連絡をとりながら対応しておるところでございます。

しかしながら、今の時点におきまして、私ども

の方でこのような情報を得ておるといふようなことを申し上げることは、大変申しわけございませんが、事柄の性質上差し控えておきたいと思ひ、お許しをいただきたいと存じます。

○今野委員 今のところはそういうお答えなのだろうとこれは了解いたします。

さて、今回提出された防衛庁設置法等の一部を改正する法律案ですが、即応予備自衛官の員数の変更、それから予備自衛官補制度の導入などが提案されておりますが、これまでの予備自衛官として即応予備自衛官はどのような役割を受け持っていたのか、そして実際にどのようなケースで派遣されていたのか、教えていただきたいと思ひます。

○石破副長官 現在、予備自衛官が何をしておるかということですが、これは委員御案内のとおりでございますけれども、防衛招集命令を受けまして自衛官となり、予備自衛官または即応予備自衛官から成る部隊が作戦地域に転用された後、後方地域における警備、また後方支援等の役割を担う、これが予備自衛官でございます。

即応予備自衛官というのは、それよりもさらに練度を上げて、年間の訓練が三十日ということとありますので、即応性を高めたものが即応予備自衛官ということだと理解をいたしておるところでございます。

○今野委員 その即応予備自衛官なんですが、即応予備自衛官は年間三十日の訓練義務がありますね。日ごろ一般の職業に従事する元自衛官を訓練に招集するの、この三十日間の訓練義務というのがあつて非常に苦勞しているということを聞きます。こうした経済状況の中で、企業にとつてもなかなか余裕がないということ、合計三十日の訓練に社員を送り出すというのは、企業にとつても重荷になっているのだという話も聞きます。

五日の訓練をする予備自衛官を雇用する管内の企業九千社に協力を求めたところ、了承しようという企業はわずか一五％しかなかったという実態があるわけですね。予備自衛官としての訓練が年間五日ぐらいいないなら、それでも九千社のうち一五％ぐらいいない、企業も何とか協力しようという姿勢を見えてくれるわけですが、三十日となるとそれではなかなか難しいということになるわけですね。

冷戦後の防衛費削減の中で、常備兵力を補うための予備兵力の拡充をしているというのは世界の趨勢であるわけですが、予備役は国防戦略上の重要な位置を占めて、イギリス、イタリア、それからイスラエルなどでは、予備兵力が正規軍の二倍から四倍に上るという実態があります。

防衛力の規模及び機能についての一層の合理化、効率化、コンパクト化を進める必要に迫られている陸上自衛隊の常備自衛官のスリム化が図られる中で、予備自衛官を確保しておくことが、災害時それから国内有事における活動に大事になってくるのであると考えれば、予備自衛官の募集に對する企業の協力を得るためにどのような施策が必要なのだろうかとも私もあるのですが、どういふ必要があるかということをお考えなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○石破副長官 平成十一年度の数字でございますが、即応予備自衛官を雇用していただいておりますが、二千二百社というふうに認識をしております。また、即応予備自衛官の方々が訓練に出ていたかどうか率は、これは私も非常に高いなと思つたのでございまして、九七・二％ということ、それだけの方々が訓練に三十日参加をいただいておりますということでございます。

今のところ、考えますと、本当に多くの企業がこれに應じていただき、そしてまた訓練に参加していただくと率が高くなるというところで、ありがたいことだと思つておられるわけですが、委員御案内のとおり、これにつきましては、即応予備自衛官雇用企業給付金というような形をとらせ

ていただいております。年間約五十一万円、給付金という形でお支払いをさせていただいております。そのことがすなわち好結果につながつておるといふふうに、ダイレクトに結びつけられるかどうかは別にいたしまして、委員おっしゃいますように、企業の御理解、御協力がなければできません。このことでもさらににお教えをいただきたいながら充実に期してまいりたいと思ひます。

予備役のあり方ということにつきましても、冷戦後の新しい情勢等々を含めまして、我が国のあり方が諸外国と異なつておることも事実であります。しかしながら、そこには、徴兵制をとつておるか否かと、いろいろな条件の違いもございますので、このことにつきましてもさらなる検討はしてまいりたい。

いづれにいたしましても、今多くの企業に御協力をいただいておりますことにつきまして、心からお礼を申し上げたいと思つておるところでございます。

○今野委員 即応予備自衛官の必要定数が満たされないのか、なぜそうなのかという問題は、年間三十日間の訓練期間についての企業の協力という問題だけではなくて、さらに大きい問題が実はあるのではないかと思ふんですね。第二次世界大戦で犯した日本の軍部の暴走に対する苦い歴史を持つ私たち日本人は、やはり、なぜ即応予備自衛官が必要なのかということを思いがちなわけでありまして、国民へのそういう点の十分な説明がないまま募集をしているということに不安を持つのではないかと思ふんですね。

国民に対しての説明責任をさらに徹底すべきではないかと思ふんですね。そして、国民がどのようには危惧を抱いているのかしっかりと認識しなければいけないのではないかと思ふんですが、見解をお伺いします。

○石破副長官 これは委員も恐らくそうであらうと思ひますし、私も戦後という戦無派の世代でございますから、あるいは世代によって認識は違

うのかもしれない。ただ、自衛官の仕事というのが戦前の忌まわしい記憶と結びついて、なかなか予備自衛官の応募が少ないというふうには私は認識をしておらないところでございます。

ただ、予備自衛官なるもの、そして即応予備自衛官なるものがどのような仕事をしていただくのかということについては、きちんとした御説明をすることを私も心がけております。

さらに、即応予備自衛官について申し上げれば、今まで部隊の充足率というのは非常に低うございまして、七〇％とか八五％の充足率であつた。しかしながら、この即応予備というところを入れることによって、部隊の充足率は上がつてくる、そしてそれがフルに動くようになる、その練度が上がつてくる。しかし、後方においては即応予備、そしてまた後方に限らず、そのような支援について一歩下がったところで即応予備が使えろというようなことで、トータルとしては練度は上がつてくる、力は上がつてくる、少なくとも損耗は避けられるというふうにおつておるところでございます。

ですから、国を守るということにおいてのメリット、そしてその方々に何をしていたのかということ意義、そういうことにつきましても、よく皆様方に御理解をいただくべく今後も努力をしてまいりたい、このように思つておるところでございます。

○今野委員 災害時に自衛隊の方々がおいでいただいて、いろいろさまざま細かい手伝いもしていただくということは、国民の間で大変それはありがたいことだと多く思つておられるのではないかと思います。国民の自衛隊に対する災害派遣への期待が高まつていることから、予備自衛官が自衛官として災害派遣活動に従事することが出来る制度を導入するということが、災害にも都市災害、山間地災害、島嶼災害、特殊災害など細かく分けましますとさまざまあるわけであつて、例えば、都市災害では機動性がよく求められるわけであつて、積雪山間地では、除雪機能とか遠隔地輸送とかい

うことが求められます。

こうしたさまざまな災害が異なる特性を持つ中では、予備自衛官はどのような救援活動にかかわるのか。また、その役割はどうなっているのでしょうか。また、年五日の訓練で本当にそのような災害に対応するのに十分なのか、お伺いしたいと思っています。

また、自衛隊の災害出動が一番多いことを考えれば、私は、かつての西ドイツにあった緊急支援隊のような災害のための別働隊を特別に設置した方がいいのではないかと、いろいろな抵抗を考えますと、あるいはその方が人も集まるんじゃないかと考えるんですが、その点についても見解をお伺いしたいと思います。

○柳澤政府参事 申しわけございません、まず前半の災害派遣における予備自衛官の活用について、私の方から御説明させていただきたいと思えますけれども、現在、出頭可能性といったいろいろな状況を考慮して年間五日間の訓練で、これは自衛隊のOB、自衛官であつた者をそういう形で予備自衛官にしております。

そして、災害の場合に、いろいろな形態の任務が出てくるわけでございますけれども、基本的な部分というのは、やはり常備の、本来の自衛官の部隊が対応していくんだらうと思っておりますし、災害の際には、それぞれ戦場の事情とか御本人の事情等で可能な方には、予備自衛官であつても、これを招集をかけて役割を果たしていただくというところが今回お願いしている制度でございます。

その場合に、全員がすべて一番クリティカルな部分で行動していくという場合だけではございません。例えば、コンピュータ技術を持つている者を比較の後の方で、司令部等で活用することでありまして、あるいは給水、給食といったような生活支援といったようなもの、これも非常に膨大なマンパワーを要するものでございます。そういった分野等、予備自衛官の方々の状況やその練度に合わせてやっていただく仕事は十分ある

んであらうというふうに思っております。

○今野委員 今回の防衛庁設置法等の一部を改正する法律案では、予備自衛官補の導入が記されております。これは、IT革命が進み、また自衛隊の役割が多様化していく中で、民間のすぐれた専門技能を有効に活用するために、元自衛官以外の民間の方を予備自衛官補として採用して、教育訓練を修了した者を予備自衛官として任用する制度だとあります。なぜ予備自衛官補の設置が必要なのかということがはつきりしてありません。また、この予備自衛官補の規模の根拠を教えてくださいたいと思います。

それから、この改正案では、練馬にある第一師団の災害対応及びゲリラ、特殊部隊への対策が念頭に置かれていられるんですが、これはその予備自衛官補などもその教育訓練の過程で、市井の中での諜報活動のための訓練などあるのではないかと推測することもできるんですが、そういった点から、教育訓練の内容についても教えていただきたいと思ひます。

○石破副長官 今回、予備自衛官補というものをなぜ入れるかということでございますが、一つは、正直申し上げまして、予備自衛官の募集環境が厳しくなつておるといことが実はございます。

先ほど委員からも御指摘をいただきましたが、予備自衛官にはなつたが、なかなか職場の都合等々でやめてしまわれる方が残念ながらかなりの数に上る。もう一つは、予備自衛官というものは、現在のところ自衛官をやめられた方々に応募していただくわけでありまして、そうしますと、退職者の増減によつて変動があるということもございまして。退職される方が減つてきますと、ソース自体が減るということもございまして、両方相まつて非常に環境は厳しくなつてきたねということは一つあります。

それからもう一つは、ITでありますとかコンピュータでありますとか、民間のいろいろなすぐれた専門技能、これをやはり活用していくべき

ではなからうかという一つの思いがございました。今回、予備自衛官補というものを入れさせていただきまして。

人数につきましては御質問がございました。これは確たる根拠を示せと言われると、かくかくしかじかでこういうわけでありましてということはないかなかなかはつきりしたことは申し上げられない。しかし、そのようなものでございます。もとよりこの予備自衛官補という制度が本邦初演みたいなお話でございますから、どういふうな形で滑り出すかということも考えながら、まずそれぐらいの人数で滑り出そうということを考えておるわけでございます。

それから、訓練内容ということでございますけれども、ゲリラ、特殊部隊への対処の内容はどのようなことかということでございます。それは第一師団についての御質問でございましたが、市街地戦闘に適しました、より機動的、柔軟な運用を可能とするということでございます。運用単位をふやす。また、特殊災害や化学テロ等に備え、化学防護部隊の機能強化を行うということでございまして、まずは予備自衛官というものをいきなりゲリラ、そしてまた特殊部隊へということとは、性質上なかなか難しかろうかというふうには思っております。かなり特殊な技能が要求されるというふうには思っておりますし、そうでなければなかなか安全を確保することは難しいというふうには思っております。次第でございます。

○今野委員 こういった制度を見まして、先ほどもちよつと触れましたが、私たちが戦後培ってきた日本人としての感情から、徴兵制を思い起こす人もいるんじゃないかと思うのです。確かに、この法律の中では公募によつて採用されるということが明記はされておりますが、こうして民間との交流を深めていくことが徴兵制といったものにつながるのではないのかということを確認させていただきたいと思ひますが、見解をお聞かせください。

○斎藤国務大臣 委員から、ただいま徴兵制では

ないかという御指摘がございましたけれども、この制度では、まず志願に基づいて、試験または選考により行うということが基本にございまして、強制ではなく個人の自由意思ということが前提でございますので、学徒動員等々徴兵制ではないということを御理解賜りたいと思ひます。

○今野委員 それから、今回の改正案の趣旨では、ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処等を念頭に置いてあるとあるんですが、仮にロシアと中国を日本に脅威を及ぼし得る国だとしても、予想可能な期間にこれらの国は経済建設を国策の中心に据えていくでありまして、潜在的脅威といつたものは存在しないというのが公式見解でもあります。

現在、日本と周辺諸国との間での武力紛争が皆無である以上、どのような形でゲリラや特殊部隊による攻撃があると具体的に想定しているのか、この点を明確に御説明いただきたいと思ひます。

○石破副長官 潜在的脅威という言葉は最近用いております。そのような認識を私も持つておりませんし、国際情勢についても、今委員の御指摘のとおりだろつというふうには思つております。

しかしながら、どのような形が明確に答えよというお話でございますけれども、いわゆるゲリラ・コマンドーといふものは、いろいろと言われておるとおりでありまして、いわゆる工作員というふうなもの、そしてそれが特殊な訓練を受け、水に潜り土に潜りというふうな形、そういうようなものが全くないというふうな情勢にもなからうという判断をいたしております。それは、最近の報道等々を見ましても、私どもは国民の中にそのような不安があるかというふうには思つております。

そういうことがないにこしたことはありませんし、そういうような国際勢力もしていかなければなりません。しかし同時に、そういうような、国民が抱いておられますような不安、そういうようなも

平成十三年四月十二日

のを払拭するに足る、それをするに足る装備、訓練、それはしておくことは私どもの義務であろうというふうに考えております。ゲリラ・コマンドーというのはそういうようなものだというふう

に認識をしておるところでございます。

○今野委員 もう時間が参りましたのでこれで終わりますが、私は、本日質問をさせていただきましたことも含めて、全体的にやはり国民に対する説明というのが明らかに不足しているなという感じがするんですね。理解をされていない。ぜひ、そういったところに力点を置きまして、国民の多くが自衛隊に対して理解を示すような施策をお考えいただきたいということを願ひして、質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○川端委員長 次に、小林憲司君。

○小林(憲)委員 民主党の小林憲司でございます。

本日は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして御質問させていただきます。

最初に、防衛庁設置法の改正案についてですが、統合幕僚会議の定数を百七人増員することとでございますが、この定数増員は、事務局と情報本部における体制強化に伴う変更ということとで理解しておるわけでございますけれども、統合幕僚会議に所属する自衛官をふやすということとあります。この体制強化ということは具体的にどのような内容のものか、まずはお聞かせいただきたいと思ひます。

○石破副長官 統合幕僚会議で百七名、その内訳でございますが、統幕事務局におきまして十四名でございます。この十四名の内容は、防衛交流関係の体制の強化、中央指揮システムの保全体制の強化ということになっております。

残ります九十三名は、これは情報本部でございます。これは、政府の情報収集衛星の運用組織でございます。内閣情報衛星センターとの連絡体制の整備、それから、電波、画像等の情報の分析、収集体制の強化、そのようなもので情報本部で九十

三名、そしてまた事務局において十四名、そういうような内訳と内容になっておる次第でございます。

○小林(憲)委員 次に、陸上自衛隊の自衛官の定数を三千五百九十九人削減するというところでございますけれども、これは、第一師団を都市部での対処能力を強化した師団に改編するというに伴うものであるということで御説明いただいております。都市部での対処としましては、都市部での対処としましては、災害対応とゲリラ、特殊部隊による攻撃への対処を念頭に置いているということとあります。

聞くところによりますと、今回は化学防護部隊の強化を図られるということでございますが、我々にはまだ記憶に新しいと思うのですが、地下鉄サリン事件の記憶があります。現在のところ、どのような化学兵器が想定されているんでしょうか、また、その化学兵器に対してどのような対処行動ができるのでしょうか、主なものについてぜひとも御説明いただきたいと思います。

○石破副長官 大変恐縮でございます。専門家はございませんので、そのまゝ御説明するようなことになりまして、失礼かと思ひますが、お許しをいただきたいと思います。

私もといたしましては、化学兵器に使用される可能性がございます有毒化学剤といたしましては、神経組織に作用しまして身体の機能を破壊する、まさしくサリンですとかVX等々の神経剤、また、組織の破壊や血管を損傷させる、マスタードに代表されるようなびらん剤というようなものを想定しておるところでございます。

対処法いかにということでございますが、サリン等におきましては、全国に展開いたしております化学防護部隊の隊員が、防護服、防護車等につきまして現場に進出をする、化学剤検知器材等々により何が使われたのかということ特定し、除染車等において除染を行うということとでございます。また、部隊に対しまして直接攻撃されるという

ような可能性が生まれた場合には、隊員につきましてはその防護を万全にいたしたいというふうに思っているわけでございます。隊員が傷害を負った場合も、衛生部隊が応急治療を施し、状況に応じて後送するというようなことを考えておる次第でございます。十三年度予算におきましては、その強化の一環といたしまして、神経剤治療用自動注射器、このような整備を開始しておるところでございます。

新中期防におきましても十三年度予算におきましても、このNBC対処、化学対処も含めるわけでございますが、このことを特に重点として取り組んでおるところでございます。

○小林(憲)委員 ただいま大変御説明いただきまして、化学防護隊につきまして、先ほども述べましたが、やはり都市に住んでいる我々といまして、サリンなどの化学兵器は現実には六年前に多くの方の犠牲を出したわけでございますから、今大変恐ろしい脅威となっております。

我が国の自衛隊では、化学兵器に対する態勢といたしましては、今御説明ありましたように、まだまだ始まったばかりだと思ひます。ぜひとも、これは東京だけではなくて、大阪、名古屋、大変な大都市、いろいろな形で起こっておりますので、ぜひともその対処態勢というものを、今御説明いただきましたので重ねてはお伺いいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、本日は自衛隊の定数についての質問でございますので、自衛隊の編成ということをお考えした場合、いつも思ひますのは、有事法制のことでございます。

当然のことながら、防衛というものは、法制面、運用面、装備面において体制が十分に整備されていなければならないという私には思ひます。でございます。しかしながら、我が国の場合は、大変残念なことでございますが、法制面に限ればこれまで置き去りにされてきたと言わなければならぬ状態ではないでしょうか。

森首相は、今国会で、施政方針に関して演説さ

れました。「有事法制は、自衛隊が文民統制のもとで、国家、国民の安全を確保するために必要であります。昨年の与党の考え方を十分に受けとめて、検討を開始してまいります。」と明言されました。私は、このような方針を出されたことは、大変森政権で評価される点ではないかと非常に思っております。

しかしながら、森政権の失速とともに、この有事法制の検討チームが発足するのかと思われましたが、かなり今迷走してきているというふうにお伺いしております。実際には、今現状、この検討チーム、どのような形になっておられるか、少々教えていただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○斉藤国務大臣 委員御指摘のように、今国会の冒頭に、施政方針演説の中で森首相がその点に触れられまして、法制化を目指しているという言葉も使われまして。

この有事法制の問題は、二つの観点から必須のものであるというふうな考えております。一つは、自衛隊の任務遂行を全うしなければならぬという一点と、もう一つ、かかる防衛体制を整備するという二点から必要だと思っております。

そこで、長い歴史もございます。福田内閣當時から研究ということでスタートした有事法制でございますが、現在も、防衛庁でもいろいろな検討を重ねているところでございます。今回は、森首相みずから演説の中で方針を出していただいたものですから、官邸主導ということで、今地道に、かなりこう実務的に難しい問題がございます。法的な問題等々がございますので、実務的にしっかりと積み重ねていくところでございます。

○小林(憲)委員 重ねて長官に御質問させていただきますが、今の検討チームというのは、これは防衛庁の管轄でなっているのでしょうか。それともどのような形で、対処されているのはよくわかりませんが、今防衛庁がしっかりとイニシアチブを握ってこれはやってみえるのですか。それと

も違うところで、各省庁から出てきてやってみえるのでしょうか、どうでしょうか。教えてくださるのでしょうか。

○斉藤内閣大臣 従来は、防衛庁の内部で廣々といろいろ幅広く検討してきたということですが、今からは、内閣官房が中心になるということになります。そして、法律制にもかなり多岐にわたります。厚生労働省の範囲もございすし、また国土交通省の範囲もございす。したがって、もう防衛庁限りの範囲にはいかないう状況の中で官房を中心でやっていただく、こういうこととさせていただきます。

○小林(憲)委員 それはちよつと私は理解ができないところでございまして、いわゆる有事法制、自衛隊が何か起こった場合に進んでいく、対処していくというための法案でございす。それが各省庁から内閣官房ですか、のものでやって、道路を封鎖しなければいけないから国土だと。こつちは法律がこうだ、港を使うからこうだ。これはばらばらにやっていて、防衛庁からも出ていったら、有事が起こった場合、防衛庁がやはりインシアチブを握って、しっかりと自衛隊を進めなければいけないわけとございすから、そのような形で検討されていても、いつまでたつてもこの有事法制はなかなか前に進まないのではないかとと思ひます。

先ほどお話ありましたように、福田内閣当時から研究が開始されて、一九七七年です。二十四年間、長い間その法制化は、必要性が叫ばれながら見送られてきたわけとございす。少々我が党のコーンシヤルをさせていただきますと、民主党では、今緊急事態という状況を定義しまして、それに對する法制を準備しておるわけとございす。

しかし、政府の方は、自民党単独政権の時代、連立政権の時代、いろいろありましたけれども、これまで長い間、法制化に着手できなかった。どうして二十四年間も先送りの状態が続いてきたのでしょうか。これはひとえに、今長官おっしゃい

ましたけれども、有事法制に対するしつかりとしたインシアチブを防衛庁が持たない。防衛省にならなければいけないのいつまでも序だ。これが何とも卑屈な感じがしてはいたし方ありません。何とかこの検討チーム、しっかりと長官のもとで物を進めなければならぬのではないのでしょうか。自衛隊はいつまでも後始末をする隊ではございせん。起こつたときにすぐに行動をとれる。その指揮をとるのが防衛庁である。そして、防衛省になつていただきたい。私はそう思ひますが、長官の御所見をお願いいたします。

○斉藤内閣大臣 今、二点お話をいただいたというふうに思ひます。まず、省の昇格の問題でございす。この件につきましましては、かねてより私も、一日も早く省に昇格してほしいことは強く望んでるところでございす。しかしながら、この件につきましましては、議員の皆さん方の賛同がなければならぬ。こういうような背景もございまして、今一層の議論の高まりを期待しているところとございす。

もう一点は、かなり長い間議論してきた、なかなか実を結ばないという印象を受けるという中で、防衛庁が先頭に立てというお話でございす。従来の研究は防衛庁が中心になつてなつてまいつたところとございす。先ほど御説明申し上げましたように、例えば指揮所一つくる場合でも、国土交通省に係る法律、また環境省に係る法律等々がございまして、これを防衛庁でというわけにはいけません。したがって、内閣官房が中心になりまして、内閣官房が幅広く全部の省庁との連携の中で取りまとめていくのが望ましい格好でございす。束ねていただくということ、現在、そのような体制の中で、事務的に着実にスタートしたいというふうにと考えているところとございす。

○小林(憲)委員 ぜひと、今の長官のお言葉、大変重たい言葉だと思ひます。防衛庁の皆さん、そしてまた我々議員も、日本の国は今大変な状態

になつてきていると思ひますので、その辺をしつかりと御理解いただいたて進めたいと思ひます。情報収集、そしてまた今後の進め方、ぜひと、これは与野党ともに手を携えていかなければいけない国の問題だと非常に思ひます。

本日は、自衛隊の定数に關しての審議をしていくわけとございす。私は先ほど申し上げましたが、有事に際しての法制面の整備が進んでいないということを非常に懸念しておるわけとございす。

確かに、与野党とも、一部の議員の間には、有事法制は基本的人権をじゅうりんするものだ、戦争を誘発するものだという御意見がございす。しかしながら、現状では、有事の際に自衛隊は国民の生命と財産を守るために超法規的な行動をとらざるを得ない、私はそう思ひます。

基本的人権の尊重という観点からして、その方があるかに問題が大いのではないのでしょうか。法治国家である以上、憲法の理念を守り抜くためには有事に對する法律がぜひと必要である。私はそう強く思ひます。また、我が国が有事の際に毅然と行動する法律を持つことは、かえつて戦争を抑止するものと考えております。

このような点に關しまして、ぜひと防衛庁長官、御所見をお願いいたします。

○斉藤内閣大臣 小林委員には、先般防衛医大の卒業式にも御出席をいただきまして、大変御関心があるというところは承知しております。

ただいま御指摘もいただきましたように、有事法制の必要性、私どもそれを強く認識をいたしているところとございす。その中身としての公共の福祉、また基本的人権等々を擁護していかなければならないというのもごつともだと私は思つております。

こういつた保護法制、法律は、平時のときにこそ十分な検討を加えて議論をして、そして対応していく、そして国民の権利を擁護していくということは、まさしく正しいことだと思ひます。この根拠はおりますので、私どもも可能な限りの国民の権

利を尊重しながら、国家と国民の安全を守るための公共の福祉を確保したいというふうと思つておりますので、逆に、委員の方の御支援、御協力も切にお願いをしたいと思います。

○小林(憲)委員 今の長官のお言葉、まさしく、これからの日本を担う防衛庁に本當になつていかなければいけない、そう強く思ひますので、ぜひとよろしくお願ひいたします。

次に、テクニカル的な御質問を二、三点させていただきますと思ひますが、まずは、先ほど来とちよつと重複するかもしれませんが、自衛隊法の改正案に關しての質問です。

予備自衛官補という制度を新たに導入する。この予備自衛官補の募集は、一般公募と技能公募を予定しておられます。平成十四年度は広報、募集を行い、平成十四年度から採用して教育訓練を開始するというのを聞いております。これは初年度の人数の確保というものは、大体どれぐらいの人数を考えていますか。そしてまた、その根拠というところが第一点。

今回の予備自衛官補という制度、これを導入した背景といたしましては、予備自衛官員の員数をなかなか確保できないところがあるわけとございす。特に、平成十一年度からかなり充足率が減少しているわけとございす。その原因を簡単に結構ですので、教えていただきたい。

そして、三点目ですが、どれぐらいのレベルの方を想定してみえるのか。先ほど東議員のときにいろいろ特殊な技能というお話が出ましたが、どのような技能、そしてまたどのようなレベルをお考えなのか。それとも、どういう資格とか経験年数などがあるのか。テクニカル的な質問でございす。よろしくお願ひいたします。

○石破副長官 お答えも重複して恐縮ですが、お許しをいただきたいと存じます。

人数につきましては、技能公募が大体四十から六十人、一般公募が二百人から三百人ということを現在考えておるところとございす。この根拠は何だと言われますと、先ほどもお答えをしたの

ですが、明確な根拠というものは実は持つておりません。しかしながら、予備自衛官の欠員の発生状況、これは考慮しなければいかぬだろうというふうには思つております。発生状況に対応したものであること、そしてまた本格的なこの制度を運用するに先立ちまして、試行的、そういう意味合いも持つておりますので、そのようなことを考えましてこのような人数を設定させていただいておるといふことで御理解を賜ればというふうには思つております。

予備自衛官の充足率が下がった理由いかんというお尋ねでございますが、これはソースが減少しつつあるということ、かてて加えて、この経済環境でございますので、なかなか職場の御都合、年間五日というふうには運用いたしておるところでございますが、それもままならないというふうな御事情があらうというふうにはデータからも推察をいたしておるところでございます。

また、どのような能力を要求するかというお話でございますが、これは本場に予備自衛官として、また自衛官として、国の独立、平和、安全を守る自衛官として十分足るだけの能力というふうな抽象的なお答えになつてしまひますが、あえて申し上げるとしますならば、例えて言いますと、お医者様という場合もあるわけですね、看護士さん、看護婦さんということもございまして、そうしますと、実際に私どもが医官でありますとか、看護官でありますとか、そういう方々に働いていただいておりますわけですが、そういう方々と遜色のない力量というものが必要になつていふかと思つております。

医療従事者にしてもそうですし、通訳として活躍される方もそうですし、コンピュータ技術もそうです。やはりこれは、自衛官というところであります以上は国民の期待、負担に十分こたえられる方々でなければならぬという点は、私どもは確認をしておくべきことかというふうには思つておる次第でございます。

○小林(憲)委員 ありがとうございます。

私は、自衛隊に勤務したことのない人を予備自衛官補から予備自衛官に任用するという制度は非常によいのではないかと思つております。

と申しますのは、幅広いいろいろな分野で、今御指摘がありましたような医療、コンピュータ、または最先端のハッカーに対するそういうもの、いろいろなものがあると思うのですけれども、経験や技能を有する方々が予備自衛官として待機しているという状況は、国民全体の防衛意識を高めることに大きな期待があるわけでございます。多くの若者が、専従の自衛隊員ではないけれども、予備自衛官としてふだんは民間の企業などで働いているという状況は、民間防衛という考え方から見て大変好ましいのではないかと、そう私は思います。

そういうことから、自分たちの国は自分たちで守る、これは当たり前のことである。これはいつも、私は持論としていろいろなところでお話しさせていただいていのですが、今の日本のあり方、自分の国を愛せない、そして自分のお父さんお母さんも愛せない、子供も殺してしまふ、このような日本の国民の風潮はまさしく、何か日本自体が大きく間違つたところがあるのではないかと非常に強く思うわけです。自分の国を自分たちで守るといふ大変崇高な考え方を広めるために、この予備自衛官補制度というものの導入に對しましては、教育的効果なども含めまして、ぜひとも思つております。

そこで、教育的効果ということで防衛庁長官の御意見を少々伺ひたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○斉藤國務大臣 委員はアメリカにも留学をされた御経験があつて、アメリカのそういった考え方もかなり影響を受けておられるのかなという感じもいたすわけですが、自分の力で国を守つていく、国民みずからが守つていくというものは、基本的な考え方だといふふうに思つております。

防衛庁・自衛隊、大変大きい組織でございますが、全国にも約三百の駐屯地とか基地がございます。そこでの国民との触れ合いというのはかなりのものになつていゝと思つておりますが、まだまだ全国的な意味での、また一般的な意味での認識、広がり、認知等々は不十分である、そんな感じもいたしております。それは委員の御指摘のとおりだといふふうに思つていゝところでございます。

近年、時代が変わりまして、ボランティア活動等々が社会的な活動として大きくクローズアップされてまいつておりました、参加型の社会をつくつていゝことがございまして、その中で、予備自衛官補の制度等々も相まって考えてきたといふことだと思ひますので、新しい時代、新しい社会構造の変化に對してよりよき日本をつくる、そして、よりよき防衛の意識を持った人たちに囲まれながらの仕事をしていくということが大事だと思ひますので、委員の御指摘にございまして、私どももそういう感覚で国民の意識を広げていゝたいといふふうに思つております。

○小林(憲)委員 大分時間になつてまいりましたので、最後に御質問をさせていただきたいことがございまして。

法案の関連質問になりますが、ブッシュ政権が日米同盟重視という基本方針の中で打ち出しています安保管同事務局ということがあります。これはマイケル・グリーン、NSC、国家安全保障会議の日本・韓国担当部長でございまして、余り今取り上げられていないのですが、これは共同通信なんかでも全部出ています。報道などによりまして、この合同事務局は、アメリカ国防総省などから人材が来て、日本側と合同で恒常的な事務局を設置するといふものであります。

日米間の安保協議の場は各レベルで設けられております。そこでまず、現在、日米安全保障の協議機関としてどのようなものがあつて、それぞれどのような役割を持つていゝのかお伺ひしたいといふこと。

あと、非常に外交面で、もしこれがやられると二元外交になるのじゃないかという話もあるのです。では、それだけ外務の方がしつかりやつていゝかといふと、それはちよつと疑問なんですけれども。となると、私は、常設の合同事務局がぜひとも必要であると思つてございまして。特に、アメリカの国防総省から人材が来て防衛庁の職員とともに仕事に当たるといふことは、これは大変有益であるのではないかと考えます。

私がアメリカ大使館などに先日ちよつと問い合わせをさせていただきましたところ、まだこれはすべて、具体的な段階では何も決まつていないといふことでございますが、この合同事務局の構想は、アメリカ政府内において今のところどのような扱いになつていゝと日本政府は理解してゐるのでしょうかといふことをお伺ひします。

○衛藤副大臣 小林憲司委員にお答えを申し上げます。

御案内のとおり、今、日米間では安全保障問題に関する協議機関が幾つかございまして、代表的なものとしたしましては、閣僚レベルの安全保障協議委員会。これは、日米両政府間の理解の促進に役立ち、安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で、安全保障の基盤をなし、かつ、これに関するものについて協議する機関であります。

それから、双方の局長クラスの協議機関といたしまして日米安全保障高級事務レベル協議といふのがございまして。これは、日米相互にとつて関心のある安全保障上の諸問題についての意見交換をする場であります。

それから三番目といたしまして、これも我が方は局長レベル、米側は在日米大使館参事官クラスであります。これは、日米地位協定の実施に關して、相互間の協議を必要とするすべての事項に關する日本国政府と米政府との間の協議機関であります。それから、これも我が方は局長レベル等が出る

のでありますが、防衛協力小委員会。これは、日米防衛協力のための指針のもとでの日米間の作業についての協議であります。

最後に、これは我が方の防衛庁の装備局長等が出席いたしますが、日米装備・技術定期協議というのがあります。これは防衛関連技術に係る日米協力のための協議。

こういう機関があるわけでありまして、ただいま小林委員御指摘の、合同事務局構想であります。これにつきましては私も報道よく知っておりますが、ただいま委員御指摘のとおり、委員自身も大使館に確認をしたということでありましたが、いわゆる米政府の公式な立場というものにつきましては、合同事務局構想は、構想としてあるかもしれませんが、まだ具体的にない、こういう状況であります。

しかし、私もついには、日米同盟の強化、あるいは日米同盟を堅持し、質的レベルアップのためには、将来こうした合同事務局というものが出てくるならば、今申し上げました各種レベル、各種チャネルを通じて、日米安保体制のさらなる強化、質的レベルアップのためにもあらゆる努力をしてまいりたい、このように考えております。

結論といたしましては、この合同事務局構想につきましても、まだ公式に打ち出されたものではありませんので、あえて言うならば、コメントは差し控えておきたいと思っております。

以上であります。

○小林(憲)委員 ただいま御説明いただきましたとおり、安全保障上の状況を共有したり、両国の防衛政策を絶えず調整したりする機関、これだけたくさんあるのが今あるということをお伺いしましたし、また、この合同事務局というものを、多分ブッシュ政権はかなりの強い勢いでこれからアジアに対しても政策を打ち出してくる、私はそう強く思います。

今は具体的に進んでおりませんが、このマイケル・グリーンさん、今何も決まっていらないのに、

わあまあこれだけ言っているわけですから、ブッシュ政権は何をしていくかわからないところをかなりはらんでおきますので、ぜひともその準備と、あと防衛庁の皆さんに一言だけ私から言わせていただければ、もっと情報量において職員の皆さんが必死にならなければ、これからの日本の国は取り残されていくのじゃないか、そう非常に強く思いますので、そのことだけ私の方から皆様にお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○川端委員長 次に、藤島正之君。

○藤島委員 質疑に入る前に、先ほど民主党の小林委員の方から、国防省の昇格を早急に進めろ、それから有事法制についても速やかに立法化するべきである、こういう意見を、民主党の方から御意見が出るというのは大変喜ばしいといえますが、歓迎すべきものでござります。ぜひともそういうことで民主党全般をおまとめいただければこれはなおいいな、こういうことをまず申し上げて、それから質疑に入らせていただきます。

一昨日、この場で、実は私、我が国の防衛のあり方について斎藤長官と議論したわけでございますけれども、その考え方は、我が国の防衛は車の両輪のごとく、まず自衛隊と日米安保条約に基づく米軍の存在、この両方があって成り立つ。しかし、その役割といますか意味合いは、やはり時代によって変わってきておるので、かつては米軍が大変大きな輪だったわけでありましたが、その米軍の日本における役割もアメリカの国家政策でかなり変わってきておる、我が日本の自衛隊もかなり充実に変わってきておる、この輪の役割がかなり変わってきておる、そこをよく見据えて、これからの我が国の防衛を考えていく必要がある、こういうことを私は申し上げたわけであり

ます。

引き続きまして若干議論させていただきたいと思ひますのは、その中で、自衛隊の役割でございます。私は、我が国の防衛は我が国自身で考えな

いかぬ、その中において、自衛隊がやはりもう少し充実して、まず主体的に自衛隊が我が国の防衛の役割を果たさないかぬ、こういうことでござい

ます。

実は、ソ連の崩壊から我が国を取り巻く環境がかなり変わってきておるということでございまして、これに応じて、私は、自衛隊の配備とかいろいろな面も考えていかなきゃいかぬと。もちろん、大綱を見直したりして変えてきておるわけですが、そのことにつきましてもう少し議論させていただこうか、こう思っているわけでございます。

ところで、これは事実関係としまして、二十年ほど前の北方ソ連軍と現在の北方のロシア軍はどのように変化しておりますか。お伺いします。

(委員長退席、高木(義)委員長代理着席)

○首藤政府参考人 二十年前の極東ソ連軍につきましては、地上軍部隊、海軍部隊、航空部隊及び戦略部隊が質、量両面で増強を続けておったと承知いたしております。一方、その規模は、九〇年以降縮小傾向にございまして、現在の極東ロシア軍はピーク時に比べて大幅に削減された状態にございまして、その数等も全般的には低調であると考えております。

ちよつと具体的に数字を申しますと、八〇年時点では地上兵力は三十五万人、三十四個師団が、二〇〇〇年では二十二万人、十六個師団、海上兵力は百五十二万トンが八十五万トン、航空兵力は二千六十機が七百九十機というふうに変化してきておる状況を把握しております。

いずれにいたしましても、極東ロシア軍の将来像でございまして、今後のいろいろな状況もございまして、私どもとしては引き続き注目してまいりたいと考えております。

○藤島委員 今説明がありましたように、半分以下、三分の一ぐらまで減ってきておるということでありまして、活動の方も今若干触れられましてたけれども、先般、領空侵犯という形で報道が

あったわけですね。ことし二月にあったわけでございますが、「四機がいったん北海道礼文島北方の領空を侵犯」というようなことであります。この事件に關しまして、ロシア側は外交ルートを通じて、侵犯があったかかったか、事実関係を確認する専門家同士の会合を設けたいと日本側に提案、防衛庁も受け入れる方針を伝えた。この件について、事実関係をちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○首藤政府参考人 今の件でございますが、確かに、我が国の抗議などに対してはロシア側から、分析の結果、日本領空の侵犯という事実を確認できないという回答を私どもは得ているのみでございます。ロシア空軍機の領空侵犯の原因については必ずしも明らかではないということでございます。

なお、防衛庁としましては、本件に關しまして、ロシア側に対して、外務省を通じて嚴重に抗議して再発防止を強く申し入れてまいりましたほか、これまでに防衛交流の場を通じて、領空侵犯事業について直接話し合いをする機会を設けてきたところでございます。その中で、ロシア側より二月二十七日に、この事業の事実確認に関する専門家会合の開催について提案がございましたところ、これについて受け入れる用意がある旨、三月の十三日、外交ルートを通じてロシア側に回答いたしましたところでございまして。

○藤島委員 「防衛庁では、領空侵犯の原因について、ロシア機のパイロットがロシア国内から発信される航法用電波などを正確に受信できず、侵犯と認識していかなかった可能性があると見ている。」要するに、機材が古い、新しいものにかえていくほどの余裕がない、こういうロシア軍の現実ですね。要するに、かつて二十年前に比べる

と、これは我が国から見ると、脅威という面から見ると非常にいいことなんです、かなり下がってきておる、これをまず一つ私は申し上げておきたいと思うわけでありまして。

さらに、事実関係として聞きますけれども、同

様に、北朝鮮軍あるいは中国軍、中国軍については一昨日伺いましたので、かなり増強されているということなんですが、北朝鮮軍についてごく簡単に説明してください。

〔高木（義）委員長代理退席、委員長着席〕

○首藤政府参考人 北朝鮮でございますが、一九六二年以来、全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武装化、全国土の要塞化という四大軍事路線に基づいて軍事力を増強してきております。

防衛庁としては、一九八〇年におきましても、北朝鮮の軍事力について、陸軍兵力を増強していること、それから、強力な機動打撃力を保有していること、ゲリラ戦を重視していることなどを認識しておりますのでございます。

この点は、現在におきましても、北朝鮮は深刻な食料不足などの経済困難に直面しているにもかかわらず、依然として軍事面にその資源を重点的に配分いたしております、即ち態勢の維持強化に努力しており、また、大規模な特殊部隊を保持していると考えているところでございます。

さらに、二十年前との比較で申し上げますと、現在、北朝鮮は核兵器開発疑惑を持たれておりますは、弾道ミサイルの開発や配備を行っていることと見られております。

北朝鮮のこういった動きは、朝鮮半島の軍事的緊張を高めておりまして、日本を含む東アジア全域の安全保障にとって重大な不安定要因となっていると考えている次第でございます。

○藤島委員 北朝鮮の状況は今説明があったとおりでございますが、数日前に、これも報道ですが、「北朝鮮工作員上陸か 水中スクーター発見」というような記事もあつたわけでありまして、かなり脅威として増してきている、こういうふうには思っております。

そういう観点からしまして、長官は、西日本、山陰地方、こういった方面について、不法分子の上陸だとかあるいはテロ、そういったものを勘案した場合、現在の自衛隊の態勢で全く十分である、こういうふうにご考えておられるのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○石破副長官 委員御案内のとおりでございますが、師団でありますとか旅団でありますとか、この配備ということだけについて申し上げますれば、その均衡を失っているとは思っておりません。

しかしながら、その能力いかんというふうに関わりました場合には、これは、現在のままで御指摘のような西日本や山陰地方にゲリラが侵入したときに、包囲はできるにしても、撃破はできるかどうか、なかなかこれは難しいと思っております。

これはもう小説がすべてとは申しませんが、どうも、恐らくああいうような能力、「シユリ」でありますとかああいう映画を見ましても、そういうものを持った工作員が入つてきたときに、じや、対応能力としては十分かといえ、残念ながら十分であるというふうには断言はできません。

したがって、これをどのようにするかということでございます、十三年度予算におきましても、そのような装備ですとか訓練を充実させねばいかぬ、そして、専門の対処部隊、これをつくっていくというふうな思っております。

編成の準備を急ぐところでございます。

○藤島委員 今回の法案の中身にも関係してくるわけですが、自衛官を今回三千名強減らして、即ち予備隊を入れました新たな旅団とか、いろいろな形を考えておるわけですが、これも、実は発想したのはかなり前でありまして、その発想も、先ほどちよつと議論がありましたように、即ち予備自衛官を入れたものは何かと。

この理由なんですけれども、これは御承知のように、陸上自衛隊の充足を、定員十八万に對して、実はふやしたかったわけですが、八〇%ちよつとで、なかなか上がらない。海上、航空が九六%ぐらいでございますし、総平均で八五、六%なんですけれども、そういう実態が改善できないままですと来たものですから、定数は減らして、それを即ち予備的なもので埋めていこうというふうな発想があつたわけなんです。

それはそれでよろしいんですが、私がちよつと申し上げたいと思つておりますのは、要するに、当時であつても、ソ連の脅威という観点から、北海道所在の陸上自衛隊の部隊はほとんど九〇%以上の充足率にしておつた。それで、その分、西側、第四師団、第八師団等は、実は六〇%を欠いている部隊がかなりあつたわけでありまして。

私が申し上げたいのは、定員だけをいじるんじやなくて、実態をやはり、先ほど副長官もおつたやうに、実態がどうかということがやはり問題なのであります、私は、北海道の部隊をほとんど実質的に減らして、これは今そういうふうな方向で実施しているようですけれども、西日本の方に振り向けていく。その中であつて、早い段階で考えていたような硬直したものではなく、もつと柔軟にその辺を考えていく必要があるんじゃないかと。部隊編成にしてもそうなんですけれども。

この先、第八師団などは、むしろ定員を減らして、定員を減らすとそれだけじやなくて、それに伴つて部隊の改編、小さな部隊を廃止するとか、あるいは廃止しないまでも部隊の異動等が起こつてくるわけでありまして、その際に考えておいていただきたいのは、やはり九州、山陰、西日本の方を重視するという姿勢をきちつと持つた上で弾力的に考えていっていただきたい、こう思うわけですが、この点について長官の所見を伺いたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 委員御指摘のように、前大綱、現大綱で、海並びに空については定員はほぼ横ばいの状況の中で、陸だけに對して言へば、二万減らすということは御案内のとおりでございます。これは、全体的に合理化、効率化、コンパクト化、その流れの中で対応しているわけでございます、そういう中での再配置のものを全体に見直しつやつやしているのが現状だというふうに思ひます。

その中で、今、ソ連からロシアに変わりましたけれども、航空機の飛来の頻度等々、いろいろな

状況分析、情報収集の中での、北はいかにあるべきか、また日本海側はいかにあるべきか、また南の方はどうあるべきかという議論を重ねて今やっているというふうな御理解賜ればと思ひます。

そういう全体での大きな構造変革といひますか、を見据えながら、一方では部隊等々の弾力性、機動力等々、これは装備の近代化も含めてでございますが、それは一段と要求されているというふうな思つておりますので、委員の御認識とは一致するような状況の中で今あるというふうな御理解賜ればと思ひます。

○藤島委員 大変いい御答弁をいただきました。ぜひそういう方向で頑張つていただきたいと思ひます。

さて、次に、今回の法案の中で、予備自衛官にも災害派遣を実施させるというふうな内容があるわけでありまして、災害派遣について二、三、お尋ねしたいと思ひます。

まず、災害派遣についてですが、形態別には一応どんな実績になつてゐるのか。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。防衛庁におきましては、私ども、真に国民の皆様、自衛隊であるべきといった観点から、災害派遣に對しましては全力を尽くして今日までやってきていられるわけでございます。

最新のデータといたしまして、実績でございますが、新しいのは平成十一年度でございますが、これは、風水害、地震、津波、火山対策等約十件でございます。また、捜索救難等約六十件。また、急患輸送、これがおよそ六百件。その他、山火事等の消火支援などが約四百四十件。トータルで約八百二十件の災害派遣の活動を行つていられるところであります。

ただ、今、新しいのはトータルでは十一年度と申しましたけれども、御承知のように、十二年度、大変大きな災害に見舞われました。その際に、私ども災害派遣に出ておりますので、若干、具体的な事例をちよつと敷衍して御説明させていただきます。

御承知のように、昨年の三月末からの有珠山の噴火災害に際しましては、人員約九万八千人、車両約三万七千両、航空機約一千機、艦船約百隻により住民避難の支援、給食、給水支援あるいは観測支援等を実施いたしました。

さらに、九月の上旬に見舞われました東海地域の集中豪雨がございしますが、これに際しましては、人員約九千九百名、車両約一千八百両、航空機約百四十機によりまして、人命救助、道路の警戒、水防活動等を実施いたしました。

さらに、十月六日でございますが、鳥取県西部地震に見舞われました。このときには、人員約一千三百人、車両約五百両、航空機約四十機によりまして、給食、給水の支援、航空偵察、それから入浴支援などを実施いたしました。

そしてまた、一番直近で御記憶に新しいのが本年三月二十四日の芸予地震でございますが、これに際しましては、人員約五百三十名、車両百七十両、航空機約四十機、船舶約十隻によりまして、航空偵察、給水支援、それから雨漏り防止のシート等の貸与などを実施したところであります。

そしてさらに、ちよつと長くなつて恐縮ですが、最後に、今現在も続いておりますのが三宅島の噴火災害でございますが、これにつきましては、昨年の六月二十七日以降であります。東京都市事さんから三度にわたりまして災害派遣要請を受けまして、これまで泥流等の発生に対応するための土の積みですとか、さらには降灰の除去、救援物資等の搬送等を実施いたしました。現時点におきまして、防災活動にかかわります人々、あるいは物資の輸送支援、さらに航空機におきまして雄山の火山活動の観測支援等々をやっております。

いずれにいたしましても、私も自衛隊、全力を尽くしまして、迅速かつ適切に今後ともやっておりますまいりたい。

長くなりました。以上であります。

○藤島委員 今説明ありましたように、大変いろいろなことをやっておるわけですね。特に、自衛

隊ならではの仕事を一生懸命やってくれているわけでありまして、余りマスコミには出ていないのですが、非常に感謝されているわけですね。例えば、雲仙・普賢岳の件では、当時の長崎県知事から、自衛隊は、もはや協力者でも支援者でもなく、安心、安全の確保のためなくてはならない存在になつていたというふうな感謝もされております。

あるいは、先ほども説明がちよつとありましたが、有珠山なんかでも、装甲車で一生懸命活躍しております。こういうのは自衛隊しかできないわけでありまして、そのほか、離島での急患輸送、これは自衛隊に犠牲者が出てまで一生懸命やっておりますということでもあります。

あるいは、ちよつと古い話ですが、JALの御巣鷹山の件なんかでは、あそこで五百名ほどの犠牲者が出たわけですが、それを八月の暑い中、一生懸命捜索をして、死体をおろして、やつた。そういう普通嫌がると思いますか、本当に大変な仕事。あるいは、河川のはらんなんかで出動しまして、あの泥水の中をひもでつないで助けに行くとか、ああいうのは本当に大変な仕事なんです。

現に、国民から大変に信頼もされ、感謝もされているということなんですが、それに対して、私は、災害派遣の自衛隊の手当が低過ぎる、こう思うわけです。ちなみに、聞いてみましたら、何と一日八百円なんです。十日ぶつ続けで出て八千円ですから、子供の小遣いにもならないぐらいしか、十日間朝から晩まで泊まり込みで行つても、それぐらいしかならない。こんな手当でいいのかどうか。

一方、確かに警察なんかでも同じような手当が出ていますけれども、警察の方は、残業手当といひますか超勤手当がそつくり出るものですから、一カ月おきと四、五十万の手当になる。一方、自衛隊の方は八百円で、例えば三十日いても二万四千円。これは給与制度の違いがあるにせよ、とんでもないことだ。一方、やっている

仕事の内容は、先ほど申し上げたような、普通の人じゃなかなかやってもえられないようなことをやっておるのです。この辺について、改善の方向、これをぜひやっていただきたいと思ひますが、長官、この件についてどういうふうにお考えになりますか。これは長官にお願ひします。

○柳澤政府参考人 申しわけありません、簡単に説明させていただきます。

先生御承知のところ、御発言と思ひますが、手当の額そのものは、一般職と並びで設定しております。ただ、おっしゃる通りに、自衛官はあらかじめ二十時間程度の残業手当が本俸に繰り入れられておりますので、そういう制度の違いで差が出てくることも事実でございます。

ただ、これは全般のあり方、給与のレベル全体のあり方等、それから実際に災害派遣の実績や現状も踏まえて、私ども、今後とも研究していかなくさいかぬところだと思つております。

○斎藤国務大臣 今、藤島委員から御指摘いただきました。そんな格差が大きいがあるものかなという実感を持ちましたので、その点、よく勉強させていただきますというふうに思ひます。

災害派遣で出動した自衛隊員の処遇改善につきましては、そういった特異な環境下での作業といふことがございしますので、十分考慮したいと思ひますし、御指摘いただいた点も念頭に置きまして、できる限りの努力をさせていただきますと思ひます。

○藤島委員 給与、手当の普通の考え方とてなかなか難しい、これは私もよくわかつておるわけですが、それは、今のような実態を踏まえて、何かアイデアを出してやつてほしいと思ひ、わけでありまして、今の長官の答弁のとおり、ぜひ前向きに、早急に御検討いただきたい、こう思ひわけでありまして。

それから、災害がありますと、どうしても自治体との連携、これが非常に大事なわけでありまして、現在、阪神・淡路大震災の反省もあつて御検討いただいておりますと思ひますが、どういうふう

なっているのか、御説明いただきたいと思ひます。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。

防衛庁といたしましては、先生御指摘のよう、災害対処に第一義的な責任を有します自治体、この自治体との常日ごろからの連携が物すごく大事だと思つております。

これまで、特に阪神・淡路以降、私もいたしまして、四十七都道府県、全都道府県と実動訓練、防災訓練もやっております。そして、実動訓練というのはある意味では非常に有意義なのでございしますが、またやれることも限られておりますので、さらに私どももいたしましては、今後、図上演習、こういうものも引き続き積極的にやっていきたい、そのように考えております。

それからまたさらに、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、私どももいたしましては、災害対策基本法の改正等によりまして、災害派遣を命じられた自衛官が、一定の場合に、自衛隊用緊急車両の円滑な通行の確保あるいは警戒区域の設定、土地建物の一時的利用、障害物の除去等に対して、自治体の職員等が災害対策基本法に基づいて有する権限を行使するような整備を、国会の御手当てをいただきました。

そのほか、我々もいたしまして、災害派遣に係るところの整備の充実強化、それから、被災したときには直ちに連絡幹部を県等へ出してありますが、そうした自主派遣にかかわる判断の基準の策定等々、いずれにいたしましても、我々もいたしましては、初動対応が非常に大事であるということ等を踏まえて、今、関係自治体との間で円滑な連携の強化に努めております。

また長くて恐縮ですが、なお、その中でまた特に大事だと思つておりますのは、災害派遣で出た自衛隊の活動拠点の確保、それからヘリコプターの離着陸場の確保などがとても大事でございまして、警察、消防、自治体とも連携をとりながら、そういったことにつきまして、今確認等の作業を進めているところであります。

○藤島委員 そのいう点も非常に大事であるし、今説明があったように、対応のマニュアルも作成して、現実的な即時対応、こういう方向に向かつてやっておるといことは大事なことで、非常にいいことだと私も思いますので、進めていただきたいと思うのです。

そのほかに、各県あるいは政令指定都市のような大きなところには、全然素人の方がそれぞれの県なり市なりで育っていくよりも、やはり自衛隊の経験がある人間をそれなりの、防災官とか何かのポストでいいのですけれども、それにつけて、常時連絡できるようにしておく、これがまた大変大事なことで私は思うのです。東京都なんかですと志方さんがおつておるし、神奈川県にもOBがおつておるといふようなこともあるわけですね。

これは、ぜひ進めていくことが円滑な初動対応になるし、どこどこに連絡するとかいうのも、やはり自衛隊の経験者であると非常にスムーズにいくわけですからね。やはり県で育った人はなかなかそういうふうには、かゆいところに手が届くようなわけにはいかぬものだから、私は、ぜひそういう制度を進めていくべきだと思います。

ちなみに、自衛官の定年が非常に早いものですから、五十四歳、五歳ぐらいなものですから、一般の公務員の定年が六十歳ですから、そこから五年以上ありますし、あるいは、若干それ以上あれしかりしても、大変いいことである。

これはかつて私は自治省の局長に相談したことがありまして、一年ぐらいい前なんですけれども、これはぜひ前向きに進めるべきだというような御意見もあったのですが、総務省はこの点についてどういふふうにか、意見を聞かせてください。

○片木政府参考人 大規模災害時におきます災害応急活動を行う上で、お話ありましたとおり、地方公共団体と自衛隊等との連携は極めて重要であるというふうな認識をさせていただいております。

消防庁といったしましては、地方公共団体に対して、平素から地方防災会議等の場を通じまして、自衛隊などの防災関係機関との連携を強化すること、地域防災計画の中で防災関係機関の連携協力に関する事項を定めること、先ほどお話のありました防災訓練の実施に当たりましては自衛隊等の防災関係機関と連携をとって実施すること等を要請しております。

お話にありました、最近、地方公共団体の中には、OB自衛官を中心に防災関係職員として採用されておる例があるというふうな聞いております。これも連携を進めていくための一つの方法であるというふうにか、考えております。

いずれにいたしましても、地方公共団体の職員の任用は、申し上げるまでもございませぬけれども、各団体の長の責任で判断されるべき事柄でございまして、地方公共団体の意向も踏まえまして、適切に対処してまいりたいというふうにか、考えております。

○藤島委員 ぜひ、応援する方向で指導なりをしていただきたいと要望しまして、質問を終わります。

○川端委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 今回の法案の根底にある問題について、冒頭一、二、伺いまして、法案の質問に入りたいと思います。

私は日本共産党の赤嶺政賢です。防衛庁長官は、二月の所信表明の中で、初めて責任という言葉を使いました。「国際社会における我が国への期待が高まりを見せる今日、防衛庁・自衛隊は、我が国のみならず、国際社会の平和と安定にも責任を有しております。」このように述べられたわけですね。

ところで、これまでの新防衛計画大綱とか、あるいは昨年の通常国会の所信表明では、責任という言葉ではなくて貢献という言葉が使われているわけですね。より安定した安全保障環境に向けて積極的に貢献していくと。

責任という言葉と貢献という言葉の間には、明らかに違いがあると思いますけれども、特に、なれこれまでの貢献という言葉に責任という言葉に変更したのか、長官の見解をお聞きしたいと思います。

○斉藤国務大臣 御案内のように、我が国が世界から信頼される国家になりたい、これは国民あまねく信じているところでございます。そのために、国際社会で求められている責任と役割を着実に果たしていくことが必要であると私も考えております。

このために、防衛庁・自衛隊としても、内外の期待にこたえ、国際平和協力業務の実施もいたしてきておるところでございますし、また、安保対話、防衛交流の推進等により、より安定した安全保障環境の構築に積極的に貢献することが防衛力の役割の一つの柱であると考えているところでございます。

初めてだというふうにか、御指摘でございますが、このような考え方は、平成七年に閣議決定された平成八年度以降に係る防衛計画の大綱において示されたところでもございまして、防衛庁としては、今後とも、国際平和のために積極的に取り組み、国際社会に対する我が国の責任を果たしてまいりたいというふうにか、考えております。

○赤嶺委員 所信表明では明らかに貢献と責任という言葉を使い分けて使っていらつしやる。貢献といえは義務が生ずるわけですね。私は、やはりここで防衛庁は、国際社会の要求にこたえるという言い方で一歩重大な方向に踏み込もうとしているというところを指摘せざるを得ないのです。

国際社会の要求というところで私たちが思い起こすのは、去年の十月に、アメリカの知日派によるいわゆるアーミテージ・レポートの中で、こう言っていますね。日本が集団的自衛権を否定していることが同盟協力を束縛するものとなつていて、これを撤回することは、より緊密で効果的な安全保障協力を可能にする、そして、今や負担の共有、パートナーシップから、力の共有、パ

ワースェアリングに至るときだと。このように、昨年十月に知日派の方々は提言をしていらつしやるわけです。

それで、せんだつて出された自民党の国防部の提言では、同じトーンで、政府の従来の集団的自衛権行使に対する解釈は同盟の信頼性確保の上での制約となつておるとして、政府解釈の変更や新たな法律の制定による集団的自衛権の行使を求めているわけですね。

今、斉藤防衛庁長官が、貢献という去年の所信表明から一歩進んで、責任という言葉を使つたのは、今の、アメリカの知日派と言われている人々の集団的自衛権行使に踏み込めという要求、そして自民党の国防部の報告、これらを念頭に置いた、そういう方向への一歩踏み出した発言ではないかと指摘せざるを得ないのですが、いかがですか。

○斉藤国務大臣 私が、御指摘のように二月二十三日にそのような内容でお話をさせていただいておりますが、それよりさかのぼりまして、二月八日には、森内閣総理大臣からも同じような趣旨で、申し上げましたが、「国際社会で求められている責任、役割を着実に果たしていくということが必要である」という御発言がございまして。

これは、よりよき社会をつくっていく、より平和な世界にしていこう、そのために私も日本がどれだけのことができるだろうか、そういう基本的な考え方の中で、私も、申し上げているわけでございます。

そしてもう一点、アメリカの有志によるレポートが出されたというところを御引用されました。確かに、個人のお立場での著書というふうにか、聞いておりますが、それに全部私も引張られるというところはないというふうにか、考えてございます。

御案内のように、集団安全保障は、国際法では認められていますが、我が国ではそれは行使しないということになつておるわけでございます。日本の憲法の枠内での対応ということが大

前提にあるということも御理解賜りたいと思ひます。

○赤嶺委員 私は、集团的安全保障と自衛権の：

○斎藤國務大臣 ごめんなさい、集団安全保障を集团的自衛権に訂正します。

○赤嶺委員 私は、言葉のあやの違ひとして申し上げては行けないのです。

国際社会に対する責任を一層果たしていききたいというその背景になるのは、先ほどの知日派の論文があり、それにこたえた自民党の国防部会報告書がある。そういうことを土台にして、今政府が責任という言葉を盛んに使っていますけれども、やはりこれは集团的自衛権や海外での武力行使に突き進んでいこうという意思の表明にほかならないということ指摘しながら、次に、予備自衛官への公募制導入問題について伺いたいと思ひます。

予備自衛官への公募制の導入が法案に盛り込まれているわけですが、これは、従来の元自衛官だけにとどめないで、民間からも公募して採用しようというものであるわけですね。

それで、改めて確認をしたいのですけれども、これまでの答弁では、予備自衛官の防衛出動時の任務について、常備自衛官が第一線に出動した後地域の警備、補給、医療を担うということだけにとどまらないで、戦闘で欠けた人員の補充として第一線に送られることもあるとしてきているわけですが、現在もそういう見解に変わりはありますか。

○石破副長官 基本的な運用の構想は、今委員が御指摘のとおりでございます。しかし、本当に欠けてしまった場合に、後方におりましたそのような部隊が出なければ任務が全うできないということとは、当然理論としてありようかと思ひます。そういう可能性を排除するものではもちろんございせん。

○赤嶺委員 戦闘で欠けた人員の補充として第一線に送られることもあり得る、こういう可能性は

排除しないという答弁でありました。

それでは、次に伺いたいですけれども、防衛出動命令が発せられたときに、予備自衛官が出頭を拒否した場合、これは自衛隊法第百九十九条によつて三年以下の懲役または禁錮ということになると思ひますが、間違いありませんか。

○石破副長官 そのような考え方でおります。

○赤嶺委員 次に伺いたいですけれども、予備自衛官補という制度なんです、訓練期間中の予備自衛官の候補者は、訓練の修了の日の翌日に予備自衛官に任用されるものとなつています。

この予備自衛官補から予備自衛官になる場合に、何らかの方法で本人の意思を確認する措置をとることになつていますか。

○石破副長官 そのとおりでございます。

○赤嶺委員 そうすると、基本的には本人の意思をとつて、訓練を修了すればその時点で自動的に予備自衛官に任用されていくことになるわけですが、そうした予備自衛官補が予備自衛官になるときに、予備自衛官が第一線にも送られるということ、そして防衛出動命令を拒否した場合に罰則があるということ、訓練を修了すれば自動的に予備自衛官に任用されるということについて、予備自衛官補を募集する際にきちんとした説明は行われるのでしょうか。

○石破副長官 自動的にとつて、私は、訓練が終わつて次の日から自動的になるといふわけではないというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

また、そのことについて説明をするかということとでございますが、いやしくも予備自衛官補、そしてまた予備自衛官となるということとでございます。そして、それがまた災害招集また防衛招集というときには、先ほど御説明したような立場に立つわけですから、そのことは当然義務として御説明をいたします。いいかげんことをするつもりは毛頭ございません。

○赤嶺委員 そうすると、予備自衛官補が予備自

衛官にならないという本人の意思表示があれば、ならなくていいわけですね。

○石破副長官 それは当然、そういう意思表示があればそういうことはあり得るだろうと思つております。

○赤嶺委員 大まかな流れがつかめました。そこで、私、今度の予備自衛官補のもう一つの問題として、学生をその対象にしているという問題について伺いたいと思ふのです。

法案では、予備自衛官補の一般公募は十八歳からということになっていきます。それで、五十日間の訓練を修了すれば予備自衛官に任用されることにもなつています。

そうなりますと、例えば大学一年の学生がその年のうちに訓練を修了すれば、残り三年間の学生時代を予備自衛官として過ごすことになるわけですね。

その際に、防衛庁長官に伺いたいのですが、その間に仮に有事というような事態になれば、こうした学生も招集されることになるのではありませんか。

○斎藤國務大臣 今御指摘いただきました学生、要するに募集資格が十八歳以上ということが今回の一つの基準になつております。

したがって、一般の方もまた学生も、十八歳以上という該当者になつた場合は、まず最初に、あくまでも個人の志願、意思に基づく制度だということとございまして、そのような個人の意思を持つて応募されるということが大前提になるわけとでございます。したがって、志願に基づいて、試験または選考により防衛招集義務のない予備自衛官補に採用されていくということとでございます。

先生は、所要の教育訓練修了後予備自衛官に任用されるという、そういう後さらにという御質問でございます。

御案内のように、予備自衛官になりますと、災害派遣並びに防衛出動等々の任務も与えられてくるといふうにあるわけでございますが、これは

制度の中での対応だということになると思ひます。

○赤嶺委員 私は、志願していない学生を予備自衛官補にするなんという話は一言もやっていないのですよ。予備自衛官補になつた学生が、予備自衛官補の訓練を受けて、そして所要の訓練を受けて予備自衛官になつたときに、防衛出動の場合に学生も対象にするのですとねということでありま

す。それは、そうするというものであります。その場合に、私たち日本の社会が、日本の歴史を振り返つてみて、学生をどう見るかということなんです。私、学生を有事の際には政府が兵力の一部とみなすことになる、ここが非常に重大な問題だと言わざるを得ません。

一九九三年の十二月に、二百七十二名の私立大学の総長、学長が、二百七十二名といふと、私立大学の約七割なんです。その一九九三年の十二月といふと、生徒出陣五十年という年なんです。この年に、約七割の総長、学長が共同声明を出しています。その共同声明は「生徒出陣五〇年にあつた」というタイトルで、

今日の高等教育の重要な部分を担う私立大学の総長、学長の職にある私たちは、戦争に青春を奪われた全世界の若人たちのことを、とりわけ、戦陣に倒れた学徒のことを痛惜の念をもつて想ひ起こす。

ということをした上で、大学の使命とは何か、学徒出陣との関係でどう言つています。

大学の使命が、真理の探究を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献すること、そのような学問的営為によつて次代を担う若人を育てることにあることは言うまでもない。私たちは「学徒出陣」五〇年という時期にあたり、このような悲劇を重ねないために、大学がその本来の使命を今日の課題に即して、十二分に果たさなければならぬとの厳粛な想ひに打たれる。とりわけ、総長・学長の職にある私たちは、自らの責務の重さを銘記するものである。

こういう決意を述べておられるわけですね。つまり、学生というものはどう見るかというのが、学長、総長のこういう見解があるわけですね。

皆さんは、この予備自衛官補、これは志願だと言いなが、学生を実力行使の一部とみなすというように、この点に僕は非常に歴史を振り返らない重大な問題があると思いますよ。自民党は笑っていますけれども、歴史的な経験をした人々にはこういうことは非常に許しがたいことなんです。どうなんですか。学生をそのような実力行使の一部とみなすあなたの方の考え方は、この私立大学の学長、総長の考え方に照らしても間違っている、このように思いませんか。

○石破副長官 大学の使命というもののの中にそのようなことがある、それは委員御指摘のとおりです、そのような総長、学長さんの御意見は、それはそれで多とせねばならぬと思います。しかし、これは志願するものでありまして、これを学徒出陣、徴兵制とダブらせて議論をされるというのは、私はそれは事の本質を意図的にゆがめるものではないかと思っております、そのような形の御議論はいいかなものかというふうに私は思っております。

これは志願制でもございます。徴兵制でも学徒出陣でもございません。そしてまた、国を守るといふことが、国の独立を守るといふことが非常に崇高な使命であるといふことは、多くの国民が認識をしておることでございます。それを戦前と重複させて議論するといふやり方は、私も戦後営々として歩んできたこの歴史をかえって否定することになるのではないかと。国の独立の価値としてまたこの国を守る崇高な使命、それに学生が志願するといふことが、私はちつともおかしいことだとは思っております。

○赤嶺委員 全然わかっていないんですよ。私、徴兵制だといって批判しているわけじゃないんですよ。日本の歴史の中に、学徒を過去に戦場に連れていった、そういう痛恨の思いがある。この痛恨の思いを歴史的に見る見方というのは持たぬと

いけないわけですよ。既に、私立大学の学長、総長の七割に当たる人たちが、学徒出陣五十年に当たって、再び学徒を戦場に送ってはいけないというようなことを述べておられるわけですね。そういう認識を全く踏まえないで、そんな学徒出陣と結びつけるだとか徴兵制と結びつけるというようなのはおかしいというような話は、あなたの方の歴史認識がおかしいと思うんですよ。

私は、何でそんなことを言うかといいますと、やはりあの歴史に対する反省が皆さんは全然足りないわけですよ。この間、さっきの教科書の問題で議論になりましたけれども、扶桑社の教科書採択に当たったときに、沖縄の新聞に投書が載りました。これは学生です。「何をどう伝える歴史教科書」ということで、こう言っているんですよ。「慰安婦の記述は消え、「南京大虐殺」も簡略化、果てには「ひめゆり部隊」を勇敢に戦ったとすらある。」このように言っているんですよ。そして「沖縄戦の記述が減り、住民よりも軍人の方が戦死したというような表現や基地について触れないことに、沖縄の多くの人が沖縄戦の真実、基地についての現状を正しく伝えていない、と憤りを感じたことだろ

う。」このように言っているわけですね。つまり、日本の国民といふのは、私たち沖縄県民にとっても、あのひめゆり部隊の悲劇とかあるいは健児の塔の悲劇とか、非常に忘れられないもの、国民的体験があるわけですよ。私の中学時代の恩師は、ひめゆり部隊の生き残りでした。その生き残りである恩師が、自分が生き残りだといふことを私たちが成人になるまで語ってくれなかったんです。成人になってお話を聞いたときにこう言いました。実は、あの戦争で同級生がみんな死んで、生き抜いているというところが犯罪だといふぐらいに考えてきた。その同級生の親に会ったときに、生きていたという話について本当につらい思いをしてきた、だからあの戦争を語れなかったんだと。二度と同級生や学徒がああいう戦場に行くようなことがあつてはなら

ない、このようにしてこの恩師は語っております。た。

斉藤長官、学生をそういう第一線に送ることについて、日本の歴史を踏まえて、少しはじくじたるものはないですか。志願と言いますけれども、やろうとしているのは皆さんですよ。皆さんが仕掛けをつくって、そこに学生をやるうとしていて、わけですから、そういうじくじたるもの、国民の歴史的体験に照らしてありませんか。

○斉藤国務大臣 赤嶺委員は教壇にも立たれたというふうに聞いております。したがって、人を育てる、また指導する、学生とも接する、こういったことが人一倍、気持ちがお思いになるのではないかとお聞きいたしておりました。私もそれにまさるとも劣らない気持ちで、今の若人、学生を思っています。

ただいま御説明申し上げましたように、新たな制度を導入する中で、十八歳以上、一般の方もおられますし、学生さんもおられます。そして、これは志願制度の中で導入させていただきたいわけでございます。加えて、その応募時と説明時には十分な説明もさせていただきまします。そして、予備自衛官になった場合には、災害派遣または防衛出動、そういった任務もあり得るといふことも十分御説明させていただきたいと思っております。

そんな中で、日本は長い歴史の中で悲惨な戦争も体験してまいりました。そして今、かたく誓っているわけですが、専守防衛に徹しよう。守つていかなきゃならない、若人にも、やはり守つていただくその一翼を担っていただきたいと私は思っています。先生の御意見を聞きますと、あたかもあした攻めていくようなお話でございますが、とんでもない。日本は専守防衛、そして、憲法を守りながら対応していくといふことをぜひ御認識いただきたいと思います。

○赤嶺委員 斉藤防衛庁長官、これだけ大きな声を出して言うのなら私も言いたいと思いますよ。こういう、攻めてくる危険もあるはずがないという中であなた方は沖縄にあれだけの基地を置

いて、あれだけの苦しみを与えて、しかも皆さんの出先の防衛施設局長がとんでもない発言を沖縄で繰り返して抗議を受けている。自衛隊だってそうじゃないですか、米軍と同じような不祥事件をどんだん起こしている。だから、こういう防衛について沖縄県民が負っている負担を考えたら、その大声を出して言うべき問題じゃないですよ。もつとじくじたる思いで防衛を語らなさいと、防衛でこれだけ犠牲にしておいて、そういう話が通用すると思いませんか。私は、そのことをまず申し上げておきたいと思うんですよ。

それで、やはり日本の社会が、学徒について、学徒出陣だとかあるいはひめゆり部隊の悲劇だとか、こういう歴史的体験を持っている日本の社会が、学生を戦場に送るようなそういう法律は絶対つくつちゃならないといふことを申し上げて、最後の質問に移りたいと思うんですよ。

予備自衛官補だとか即応予備自衛官だとか予備自衛官とかいろいろつくつて、結局、実戦部隊はやはり強化される。それで、今私が申し上げたいのは、そういう自衛隊の強化といふことではなくて、アジアでの平和の流れだとか、朝鮮半島での平和統一の流れ、これは私、よくわかるのですよ、北朝鮮や韓国の人たちが民族の統一を願っているといふことを。私自身が、祖国から分断されているを得ないといふ民族分断の悲劇を味わいましたので。

それで、沖縄に在る民団の人たちに聞きました。民族の統一の流れは抑えがたいものがある、幾ら政治がどういふ流れにあると、やはり平和統一の流れだ、国民的にはそういうことだといふぐあいにお話ししておりました。そういう中で、やはり明らかに日本の国も軍縮に踏み出すべきだといふぐあいに思いますが、いかがでしょうか。○斉藤国務大臣 今朝鮮半島のお話にも触れられました。私、民族といふことも非常に大事な要因の一つだと思っています。

十年前にドイツは東西分かれておりましたけれ

ども、一緒にになりました。次は北と南の朝鮮、韓国が一緒になるのだから、みんな期待を持って見ているところも事実でございます。しかしながら、南は民主主義の国であり、自由主義の国であり、一方、北の北朝鮮、正式には朝鮮民主主義人民共和国という名前だと思ひますが、これはどういふ政党が中心になつてゐるか、朝鮮共産党だと言われているわけでございます。私は、民族を超えて仲よくしていただくことを切に願つてゐるわけでございますが、そういういろいろな考え方の人たちがいる中で、いろいろなことを難しくしている、残念に思つておるところでございます。

沖繩の問題につきましては本心が痛んでおります。少しでも沖繩の皆さんの負担を軽くしようというところで、SACOも着実に今進展を見ているところでございますし、また先生が御主張なされる、学生がすぐ戦争に行くような話と今回の法案とは何かちよつとすれ違ふような感じがいたしてございますので、ぜひとも私どもの趣旨を御理解賜ふことを切にお願いを申し上げたいわけでございます。

○赤嶺委員 すれ違つて近づいてこないのは皆さんの方であつて、どこにすれ違ひがあるかといへば、やはり国民の歴史的な体験を踏まえて、学生が戦場に行くようになるような制度をつくるのは、政府としてどんな責任、どんなにくじたる思いも持つていないかということが問われるということも申し上げておきたいと思ひます。

それで最後に、斎藤長官が北朝鮮も共産党ではないかというようなお話がありますが、皆さんがよく知つてゐるように、私たち日本共産党と北朝鮮労働党とは全く関係のない、むしろ一番厳しい批判をしてきた政党であると同時に、SACOの問題もおつしやいましたけれども、SACOの問題は沖繩にとつて、米軍基地問題の整理縮小ではなくて、新たな基地の建設である、こんなことでは納得しないということも申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○川端委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党・市民連合の今川正美です。

私は、今回提出された法案に入ります前に、昨日の委員会でも質問し損ねた点がございまして、一点だけまず冒頭、外務大臣にお尋ねをしたいと思います。

例の米中の軍用機の衝突、墜落事故に關してであります。今日の新聞によりますと中国側も米軍機の乗員を全員解放するという記事が出ておりまして、ほつといたしてあります。前回申し上げましたように、できるだけ米中關係が険悪な方向にならないようにといふふうに願つておりましたから、一安堵はいたしております。

さて、この件に關しまして、御承知のように米軍のEP3偵察機は米國基地の所屬であり、しかも嘉手納基地から発進をいたしてあります。

この点に關しましては、実は琉球新報のこし四月三日の新聞で、東京國際大学の前田哲男教授が次のようなことをおつしやつてあります。今回の米軍の行動は「極東における平和と安全の保持、日本の防衛というより、米國の國益を守る要素が色濃く、在日基地が野放しで米軍に使用されていることを表す。安保条約六条が定める極東の範圍は、中國沿岸域は含まないというのが政府の統一解釈であり、嘉手納基地からの飛行は六条に抵触する。」このように指摘をされているわけであり、私もそのように認識するのですが、この点、外務大臣いかがでしょうか。

○河野國務大臣 前田さんがいろいろお書きになつたりお話しになつたりしていることを時々私も讀ませていただいております。

そのキャリアを見れば、この手の話に相當専門的であられるはずでございますが、その専門的であられるはずの前田さんのお話としては、いささかこれは私には納得のいかない御指摘でございます。もうこの手の話は随分といふ繰返し議論のあつたところでございまして、例えば偵察空域についても触れておられますけれども、偵察空

域といふものがいかなるものを指しているのか定かではございませんし、いづれにせよ、今般の事故が起きたのは公海上であつたといふふうに我々承知をしております。

今般の米軍の活動は通常のパトロール活動であつたといふふうに承知をしております。米軍がこのような活動を公海上で行うことは、御指摘の極東の範圍との關係を含め、日米安保条約上、何の問題もないといふのはこれまでの法的な解釈といひます。か、そうした面での定説であることは、もうこの御議論をなさつてゐる方には、ごなたにも御理解いただけてゐるといふふうに思ひます。

○今川委員 大臣の御見解として一応は受けとめておきますが、非常に気になるのは、今回のことで、米側の公式の、政府の考え方とはちよつと違ふところがある、いろいろなアドバイザグループの中から、ややもすれば、これまで米中問題に關しては日本政府はいわば第三者的なスタンスをとつてきたのではないかと、もつと米中問題に關して積極的に関与すべしといふような発言が随分見受けられて、非常に懸念するところではあります。

そこで今回、アメリカの新ブッシュ政権の対外政策について、特に特徴的に私が非常に懸念をしますのは、例えば対中國、それから対朝鮮民主主義人民共和國いわゆる対北朝鮮、あるいはロシア、この間の短期間の流れを見ますと、例えば北朝鮮に対しては、いわゆるベリー・プロセスあるいは枠組み合意といふことを全面的に見直すといふようなことが新聞等でも報道されておりました。せつかく冷戦が終わつてからもう十年を超えておりました、アジア太平洋地域、日本を取り囲む國際環境も、徐々にではあれ緊張緩和の流れといふのが出てきた折に、米國の新しい政権がそういふ、日本にとつても非常に重要な対外政策を修正したり、見直したりといふことが非常に気にかります。

これは私個人の推測にすぎませんが、例えばよく言われるTMD計画にいたしましても、アメリカのベリー元長官は、朝鮮半島が安定しさえすれば、日本にあえて配備をする必要はないのだといふことをはっきり断言をされてあります。しかし、

政権がかわつてから、恐らくアメリカの軍部や、あるいは國防省あるいは軍需産業、そういったところの圧力があつたのかな、巻き返しがあつたのかなといふふうに思ふところがあるのは、例えば、米國が中國と事を交えるといふことにはいかないにしても、そこそこの緊張感をいまだ一度つくり出すことで、BMDあるいはTMD計画を一つ例にとると、それを有効に推進できるのではないかと、そういうことがうかがえるのであります。

私が外務大臣にお聞きしたいのは、ややもすると、これまで日米間の中でそういう重要な対外政策を協議したり一つの物事を決めていくときに、まず米側からボールが投げられて、それが日本の憲法や法律に基づいてどこまで受けとめられるかどうかといふ、常に受動的な形でこの間推移してきたのではないかと。事アジア太平洋地域における平和と安全の問題でありますから、もつと日本の側から、外務省などが中心となつてもつと主導的に、主体的にアジア地域のあるべき平和の姿、枠組みといふのをもつと積極的に提示をしていいのではないかとこのように思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○河野國務大臣 アメリカがアジア太平洋の地域の平和と安定といふものに大きな関心を持つてゐる、これも別に悪いことではない、否定する必要はないことだと思ひます。

他方、今川議員がおつしやるように、日本がもつと主体的にこうした問題について積極的に外交努力をいたしますか、そういうものをやることによって、アジア太平洋地域の平和とか安定とか繁栄とか、そういうものを旨とするべきではないかといふ御意見であるとすれば、私は十分理解できます。

ただ、御存じのとおり、例えばASEANプラ

ス3、これはASEAN十カ国に日中韓が加わって、これはアメリカは入っていないわけですね。アメリカが入らなくても、そういうASEANプラス3というグループで、会合でアジアの平和、安定、繁栄、そういうものについて真剣な議論をする。とりわけASEANプラス3の会議のときには、プラス3の部分、いわゆる日中韓で首脳会談を行うということがもう定期的にございますか、その都度首脳で集まって話をすることがもう定着をしておりますね。こういうことは、私はやはりいいことだと思ふのです。そういうところでそれぞれが、首脳がアジアの問題について話し合うということは、私はこれから先もどんどん進めるべきで、行われるべきだと思います。

と同時に、現在のアジアの安定の要素の一つは、やはりアメリカのプレゼンスというものがあつても、これも否定できないわけでございますから、それらについても十分承知の上で、さらに一層の安定とか繁栄とか、そういうことについて話し合うということは、これからやっていくべきだと思ふますし、それは定着をして、その話が進んでいるということを私は申し上げておきたいと思ひます。

○今川委員 私、このASEANの問題に関しては、御存じのようにASEAN地域フォーラムというのが形づくられて、その中で、アジア地域における平和、安全保障のあり方が真摯に議論がもう既に始まり、定着しているということを私なりに評価をしておきたいと思ふわけであります。

さて、今回の法案で、これからの自衛隊のあり方、任務等についてどう考えたいのかということをお聞きする前に、このアジア太平洋地域の全体的な問題なり、特に本委員会でも各党から御質問の中にありました、いわゆる集団的自衛権ということの基本的な考え方があります。

これはもう釈迦に説法かと思ふのですが、国連憲章が当初つくられる折には、集団的自衛権イ

コールというわけではありませんが、軍事同盟的なことを意味するこの集団的自衛権という概念は、最初なかったと思ふのです。

ところが、ラテンアメリカ諸国あたりから、表現はちょっと妥当ではないと思ふのですが、創設される国連というのは頼りにならないというのか、その間にどこかが攻めてきたときにどうするということで、アメリカに頼みたい、そういうふうな考え方、流れの中で、かなり唐突に国連憲章の中に個別的自衛権及び集団的自衛権という概念が導入されたというふうに私は理解しております。ですから、集団的自衛権とは何ぞやということの明確な定義が国連憲章の中にはないはずであります。

そこら辺が、国連がもともと目指す方向、理想とした集団安全保障という言葉とよく似通っている面もあつて、いわゆるあらかじめ敵を特定せずに、国際ルールに違反する、国際ルールを破った場合に、あくまでも平和的手段ということを大前提にしながら、さまざまな、非軍事的な措置もありますけれども、あくまでも大原則は、国連加盟国全体でこれに対処していくということが原則であつたと思ふのです。

これに対して、集団的自衛権というのはあくまでも、相手方がアメリカとは限りませんが、NATOも含めまして、まさに二国間あるいは多国間で軍事同盟条約を結びながら、ここで軍事的に対処していくということでありまして、国連の目指そうとした集団安全保障という概念と、いわば軍事同盟的なものを意味する集団的自衛権というのは、本質的に違ふのではないかと私は思ふのです。

その点を、国連憲章がつくられる過程を含めまして、今私が申し上げたことで間違いがないのかどうか、外務大臣、ちょっと御答弁をお願いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 集団安全保障と集団的自衛権についてお尋ねでございますが、もう今議員が述べられました、もう一度整理して申し上げます

と、集団安全保障とは、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力して、このような行為を行つたものに対して適切な措置をとるということによつて平和を回復しようという概念でございます。国連憲章にはそのための具体的措置が規定されている、これが集団安全保障でございます。

国連憲章第七章に規定されております集団安全保障制度は、特に国際連盟の失敗に対する反省に基づいて、国連の最も中心的な機能の一つとして規定されているというふうに理解しております。が、集団的自衛権というのは、これは今お話がありましたが、自国と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかわらず、実力をもって阻止する権利を言うわけでございます。

それで、集団的自衛権は、国連憲章の制定以前に既に地域的な相互援助条約を締結していた米州諸国などの主張を入れまして、起草過程において、集団的自衛権が国連憲章第五十一条で明示的に規定されるに至つたものというふうに解釈しております。

つまり、両者の違いについては、集団安全保障制度は、ある国が侵略などを行った場合に、当該国も加盟している国連自体の判断のもとに、軍事的その他の強制措置によつて、こうした侵略行為を鎮圧あるいは除去する制度であるのに対して、集団的自衛権に基づく実力行使は、国連自体が組織してとるものではなくて、国連が集団安全保障制度のもとで必要な措置をとるまでの間、武力行使を受けた国と何らかの連携関係にある国が、侵略を除去するために当該国の判断によつてとることが許容されている措置という点が異なる。これはもう議員が御指摘になつたとおりでございます。

○今川委員 そこで、これからの日本あるいはアジア太平洋地域の平和のあり方、安全保障のあり方ということに關してであります、私も今いろいろと、この冷戦が終わつてから十一年間、湾岸

戦争からコンボの紛争等に至つて、いわゆる武力を投入して見て、これが米軍であれ多国軍であれ、武力を投入することで事がうまく解決したのかどうか。一〇〇％とは言いません。例えば、今のアルバニア系住民の一部が武装してマケドニアにまで入り込むというような事態も生じて、かつて事態が複雑困難になつて、いろいろな面もあります。そういう意味で、私は、これからのあり方というのはいわゆる紛争予防、予防外交に重点的にシフトしていくべきだというのが私の考え方なんです。

実は、この点に關しましては、一九八八年、毎日新聞によりますと、いわゆる竹下三原則というのが出てくるんですね。当時の竹下総理ですが、一つは援助の強化、それから二つ目に文化の交流、三番目に紛争防止への積極参加ということを国連総会の中でもおっしゃつてゐる。さらに、一昨年、これは河野外務大臣も出席をなさつてゐるようでもあります、いわゆるG8の外相特別会合の中でも、いわゆる紛争予防の大切さ、これからの国際社会の中で紛争予防を最も重要にしながら臨んでいくべきではないかということが言われております。

そういった意味では、九七年の統計によりますと、最近の戦争というよりも紛争というのは、国家間の争い事ということよりも、一つの国の中の民族同士とかいうことが随分ふえてゐまして、九七年統計だと、百三件の紛争の中に占める国家間紛争は十七件にすぎなかつたという統計もあるわけでありまして。

そういった意味では、やはり先ほど申し上げました国連のあり方、いろいろな面で改革がなされなければならぬというふうに思ふのであります。が、そうして見ますと、予防外交を基軸に置きながら、国連をいろいろな意味で抜本的に改革していく意味において、これまで日本政府もそれなり、努力はあつたと思ふんですが、この点は大臣、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 紛争予防というのは、今、国際

社会の中で、とりわけ先進国が最も関心を持つ問題だというふうには私は認識しております。

一体、紛争というものはなぜ起こるか。今議員がおっしゃいましたように、民族間の問題もあり、あるいは宗教上の摩擦もあります。あるいはもっと深刻なのは、貧困によって起こる紛争というものがござります。まだほかにもいろいろケースはあると思いますけれども、そうした紛争を予防するためには、例えば貧困を克服するための援助でありまして、これはただ単に経済援助だけじゃございません、技術援助もあるだろうと思います。そうした貧困を克服するための手立て、これをどういうふうにかえていくかという問題もあると思います。

それから、紛争が起こった後、なかなかそれが終息しない、どんどん深刻になっていくという問題を考えますと、そこには、例えば武器がどこからか渡されてくる、あるいは流れ込んでくる。あるいは、その武器を買うための財政力といいますが、金はどこからかそこへ回る。私もG8の外相会議で議論をいたしましたときに大きなテーマになりましたのは、アフリカの紛争で、武器を買うための原資に例えばダイヤモンドが使われる。ダイヤモンドが不正に採掘されて、それがやみのルートで流れて、その金が資金になって武器が買われるという問題がある。したがって、やみのルートで資金がそういって流れていくことを何とか防ぐ方法はないかという問題について、も、相当突っ込んだ議論が今行われているわけ、これは一回のG8の外相会議で結論が出るというものでもございせん。とにかくたくさんケースがありますから。

先般の九州・沖縄で行われましたときの外相会議では、例えば小型武器をどうやって規制するか、あるいはダイヤモンドの売買をどうやって規制するか、あるいは貧困の克服のためにどういう方法があるか、あるいはその結果非常に犠牲になる子供たちをどういうふうにかつとくか、そういった問題について議論する。恐らく、こ

タリーでまたサミットが行われれば、イタリアのサミットの前に行われるであろう外相会議でも、紛争予防についてまた別のテーマが議論されるということになると思います。

我々は、今お話がありましたように、やはり紛争予防というものをひとつ集中して議論して、それを具体的に進めていく。中には、今も議員がヒントとなる御意見を述べられたように、国家の単位で考えて問題が解決するだろうか。これは小淵総理が人間の安全保障という概念を提唱されて、これは国連の中で、人間の安全保障、一人一人の人間の安全保障についてどうやってそれを守るか、こういう考え方もあるわけですね。ですから、さまざまな問題のつかまえ方といえますが、アプローチの仕方について、それはケース・バイ・ケースでいろいろなケースがあると思います。それをやってみていかなきゃいけないというふうにも思うわけです。

それからまた、紛争と一言で言うけれども、一体、紛争とはどういうものを紛争というのか、あるいは紛争が解決されたという状況はどういう状況というのか。つまり、国境線が変更されそうになったものを押し戻す。それが押し戻された結果、もうそこで紛争が解決されたと言えるかどうかという問題もあると思います。

長くなって恐縮ですが、もう今から三十年近く前でございますけれども、イスラエルにダヤンという大変な兵隊さんがいて、このダヤンさんは飛行機乗りで、大変強く、ダヤン率いる部隊というものはもう大変な強さだったんです。そのダヤンが、ある日、東京に来ておりまして、私は全くぶらっとホテルでそのダヤンと一緒にお茶を飲んだことがあるんです。いろいろな話をしましたが、もう天下無敵の部隊を率いているダヤンが、ミスター河野、武力で問題は解決しない、武力で問題は絶対に解決しないのだ、解決するのは話し合いによって、納得によって解決する、納得しなければ問題は解決しないんだ。その人に言われて、私は、なるほど、そうだと

しみじみ思ったことがあるんでございます。

これから先も、我々は、外交努力というものをやはりさらに一層強めていかなければいけない。しかし、問題が起こっているときには、力でそれを抑えておく、あるいは原状に戻す、そういう力もまた一方で必要で、これが全く要らない、こういうものを使わないで問題が解決するかどうかというのを申し上げたいと思います。

○今川委員　もう時間もあと五分を切ったようなので、本日はこれから防衛庁長官にかなり具体的に今回の法案でお尋ねをしたかったのですが、もう一括してお尋ねをいたしたいと思います。

私が、きょうわざわざ時間の大半を外務大臣の方に振り向けたのは、今紛争予防だとか、これまでものように長い間、軍事力に依拠しているいろいろな物事を解決していこうとする、そういう流れに対して、少なくとも日本という国は、この半世紀の歴史を踏まえて考えてみますと、国際環境も、冷戦時代に米ソが当時、非常に厳しい時代であった、まだまだこれからであります。朝鮮半島でも、昨年六月にまさに歴史的な会議が行われて、このままの姿を考えると、自衛隊をこれからどうするかという問題なわけですから、率直に申し上げて、今度のこの新しい中期防衛計画も含めまして、今の国の財政の非常に厳しい状況の中で財政事情も勘案しつつ書いてありますが、勘案しているのかと思わざるを得ません。

例えば、これは正式の文書ではないですが、アメリカの外交問題評議会という八十年以上の歴史を刻む有力なシンクタンクがござりますけれども、数年前のレポートでも、長期にわたる兵器調達計画の中に日本を組み込むというくだりがあった、そういう意味では、例えば、今度の空中給油機、もう既に購入しているAWACS、あるいは、イージス艦でも大体七千トンそこそこの船でしたが、今度はいきなり一万三千五百トンの排水量を誇る、いわば軽空母の様相を呈した大型護衛艦を建造するんだ、あるいはこの御時世に戦艦を導入するとか、C-1輸送機の開発にしても、P-3Cの改良型にしても、飛行距離も六千五百キロあるいは八千キロというふうにとりかかっている。伸びていっている。

そういう意味で、専守防衛と先ほど言ったかおっしゃいましたけれども、まさに専守防衛という基本的な考え方からしても、国際協力の名のもとにこういう事態があつていいのか。今の国家財政の逼迫した状況を考えると、非常にぜいたくな買い物が多過ぎる、私はそう思います。しかも、後年度負担という形で次々に、台所は火の車なのに次から次に新しいものをつけてしまおうというあしき循環というのがあるのではないかと

ふうに私は思うのであります。

そういう意味では、少なくとも八五年からの十五年余りの間に、例えばアメリカ、ヨーロッパ、あるいはロシア、中国、いわゆる兵員、装備、国防費、そういったものが日本は水平で推移しているところはない。ほとんど三割から四割削減されていると思います。

そういう意味では、日本の場合だって、自衛隊は、今度も予備自衛官あるいは予備自衛官補とかいう制度が設けられる。そうしますと、確かに陸上自衛隊は若干定数削減となつていますが、下方修正しているにすぎない。もっと大胆に、少なくとも十年ぐらいの計画的な期間において、まさに国際環境、先ほど外務大臣もおっしゃったように、アジア太平洋地域の予防外交を中心にした国際環境を整えつつ、計画的にもっと自衛隊も軍縮、縮減をしていくべきではないかというのが私の基本的な考え方でありまして。

それで、今度の防衛白書にも盛り込まれておりますが、例え、国民の側からは災害対策に対して非常に期待が大きいというふうに言われております。いわゆる雲仙・普賢岳から阪神・淡路の大震災、いろいろなところへ自衛隊も出ていっております。艦を建造するんだ、あるいはこの御時世に戦艦を導入するとか、C-1輸送機の開発にしても、P-3Cの改良型にしても、飛行距離も六千五百キロあるいは八千キロというふうにとりかかっている。伸びていっている。

れども、それだったら、いつそのこと、国内外の重要な災害に対応し得るそういう専門チームというのか、そういうものを編成し、それに必要な装備を与え、そういうさまざまな災害に対応し得る訓練を施す、こういった形で、災害救助部隊みたいなものを自衛隊から切り離してやってみたらどうか。そうすると、自衛隊の中の人材活用も十分に可能ではないかという気がいたします。

ただし、自衛隊の場合は、さきの委員会で私は申し上げたことがあったんですけれども、まさしく河野大臣がおっしゃったように、人間の安全保障ということ、人権です。人間の尊厳を十分に理解し、人権教育が行き渡っている個人であり組織でないと、こういう国内外の災害救助には対応できないと思うのでありますが、この点、防衛庁長官、いかがでしょうか。

○川端委員長 時間を経過しておりますので、結論をお願いいたします。

○斉藤国務大臣 今、何かたくさん御質問を賜った感じがいたします。

大局的な話としては、防衛計画の大綱の通りまして私どもは時代に合わせた対応をしている、したがって、前大綱よりも、陸上におきましては二万人、今大綱の中では減らしていくという大きな流れの中で日本の防衛力整備を進めているところでございます。

また、災害救助等々については、非常にニーズが高まってまいりました。それについても精力的に対応しなければならぬ。

その点について、今、専門チームということで御指摘いただきましたけれども、一つの考え方がなという気がしないでもないわけでございますが、例えば災害救助にいたしても、水からあらゆるものを網羅しなければなりません。したがって、単品のできるかというところでもないわけでございます。そういう総合的な見地の中から、現在の選択をさせていただいているということでございますので、御了解いただければというふうに思います。

○川端委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○川端委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

本法案は、昨年十二月、政府が閣議決定した新中期防衛力整備計画に基づき、自衛隊の部隊の体制及び機能の強化、米軍への支援態勢の強化を図り、新ガイドライン、周辺事態法の発動態勢づくりを一層進めるものであります。これは、朝鮮半島や東南アジアにおける平和の流れに逆行するものであり、断じて容認できません。

第一に、陸上自衛隊第一師団の改編は、政経中枢地区の特性を踏まえ、都市部でのゲリラ、特殊部隊、NBCによる攻撃や災害への対処能力を強化するものであります。各普通科連隊の編成を従来の四個中隊から、より身軽な五個の中隊で構成することとし、高機動車、多用用途ヘリコプターを導入するなど、周辺事態への対応も視野に入れ、より高い機動性、機能性を持つ自衛隊への改編を進めるものであります。師団の編成定数の変更は、実員数への数合わせの中で行われるものであり、およそ削減の名に値しません。

統合幕僚会議の増員は、情報本部における情報分析・収集体制の強化、新中央指揮システム導入に係る統合幕僚会議事務局の体制強化などを図るもので、自衛隊の情報・指揮通信能力を一層強化しようとするものであります。

第二に、予備自衛官補制度の導入は、元自衛官に限られていた予備自衛官の採用を、学生を含む自衛隊未経験者にまで拡大するものであります。現在の予備自衛官の定数は、政府が対ソ脅威を口実に制度発足時の三倍以上にまで拡大してきたものです。ソ連崩壊や朝鮮半島の緊張緩和など、国際情勢が大きく変化しているにもかかわらず、

現在の自衛隊の兵力規模、構成を抜本的に見直すことなく、ただ現体制のもとでの予備自衛官制度の維持強化、さらには国民の中での自衛隊の組織化、定着化を図ろうとするものであり、容認できません。

さらに、学生をも公募の対象としていることは、学徒出陣の悲劇を生んだ侵略戦争への反省、日本国憲法の精神に反するものであります。

法案では、新たに予備自衛官の任務に災害派遣を付与していますが、災害に対する国民の強い関心を逆手にとり、予備自衛官の確保、自衛隊への関心の高揚に利用しようとするものであれば、到底国民の納得を得られるものではありません。

第三に、任期付隊員制度の導入は、一般職に準じて、情報技術の専門家などを民間から任期を定めて採用することによって、自衛隊の情報・指揮通信能力の強化をにらんだものであり、政府の意向に沿った民間人の採用、企業との人的つながりの拡大などによる新たな国民癒着を生むおそれがあるものです。

以上、反対の意思を表明して、討論を終わります。

○川端委員長 これにて討論は終局いたしました。

○川端委員長 これより採決に入ります。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川端委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川端委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川端委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会